

江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2010 年次報告書

2011年3月
ジェトロ上海センター
知識産権部

JETRO

▶▶▶ はじめに

**江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム
2010年次報告書**

2011年3月

はじめに

2010年度、江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム(以下「フォーラム」という)では、2008年度に制定した活動計画(テーマ、達成目標)を踏襲しつつ、前年度活動の成果・課題を念頭に諸活動を継続した。2009年度には、①消費者啓発ビデオ、(権利者情報)ポケットブックなど活動に資する素材が完成したこと、②江蘇省TSBによる摘発を円滑に行うためのスキームを構築したことから、これらの有効利用を目指すとともに、2008年度計画遂行の3年目であることを意識し、具体的成果の増強に努めた。

主な活動は以下のとおりであった。

【活動の全体テーマ】

2009年度に引き続き、「劣悪模倣品との決別」をテーマに掲げ、消費者や模倣業者が模倣品を買わない、作らない、売らない環境の構築を目的とした活動を実施した。特に2010年度は実施項目ごとに「目に見える」成果の創出を具体的目標として設定した。

【日中指導者の認知度向上】

江蘇省TSB日本招聘、フォーラム年次総会等の場を利用して、日中中央・地方政府の関連指導者にフォーラムの2010年度の成果を報告するとともに、今後の活動推進に向けた支援等を要望した。また、日系企業に対しても同様の広報を行い、フォーラムの認知度向上に努めた。

【消費者等への啓発活動】

—消費者啓発ビデオの活用—

2009年度に完成した消費者啓発ビデオを次のとおり放映・配布し、江蘇省内外消費者等への頒布・認知度向上に努めた。

1. フォーラム2010年次総会における放映、出席者への配布
2. 江蘇省テレビでの継続放映(9月の1ヶ月間/毎日)
3. 南京での消費者保護イベントにおける固定/移動式大画面での放映
4. 各種消費者保護イベントでの配布

【模倣業者への打撃強化】

—覚書の活用(代理店等からの情報に基づく摘発活動)—

2009年度より、模倣品摘発の手続負担を軽減し、権利者からの情報提供を増加させ、模倣行為の抑止効果を高めることを目的として開始した簡易手続での案件申立に関し、同スキームを確定すべく覚書を締結するとともに、当該覚書に基づき各種の案件対応を実行した。

一ブラックリスト等活用—

従来より、上海IPG自動車・自動車部品WGを中心に行っているブラックリストの提供を継続した。2010年度末には、国務院弁公庁の通達「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動方案」(国弁發〔2010〕50号)に関連して、同WGの要請に基づき、ブラックリスト(過去に関連する法規に基づき行政摘発を受けた者のリスト)を活用した摘発プロジェクトが企画されるに至っている。

一再犯・悪質業者への処罰徹底プロジェクトの実施—

模倣品対策においては、模倣業者の再犯抑止が喫緊の課題となっているところ、江蘇省においては、《蘇・浙・滬、質量技術監督行政処罰裁量規則》が定められ、模倣業者の悪質性に応じた処罰について規定されていることから、ミシン業界が中心となって、当該規定を用いた処罰の実施にかかるプロジェクトを遂行した。

一価格認定プロセスの研究—

上記と同様、模倣業者の再犯抑止のため、押収された模倣品の価値算出の根拠となる価格認定プロセスの研究を複数回実施した。模倣業者の模倣品取引量、価額の認定を如何に実施するかについて、共通理解を形成することを目的としたものである。研究の結果は、フォーラム2010年次総会の場において、江蘇省TSBより出席者に紹介した。

【フォーラム活動への理解促進】

江蘇省および広東省TSBの日本訪問の機会を利用し、日本政府、日系企業向けにフォーラム活動の成果普及をはかるとともに、今後活動推進に向けた協力要請を行った。また、フォーラム2010年次総会の機会を利用し、国家質量監督検驗検疫総局、江蘇省人民政府、および他省質量技術監督局への理解を促した。

【フォーラムの影響力拡大】

江蘇省TSBの協力のもと、上海IPGが四川省、江西省TSBとの交流を開始した。四川省TSBとは、年度内に2度の真贋識別セミナーを開催し、江西省TSBとは、今後の同セミナーの開催について合意した。また、浙江省TSB等既存の交流地域に対し、江蘇省における研究作業を展開した。

本報告書は、日中共同で、フォーラムの2010年度活動の概要を取りまとめたものである。活動計画、活動内容の紹介、案件事例および2010年度の活動総括の4部分から構成されており、2010年の活動内容と成果を総括し、今後に向けた課題の抽出、改善手段の検討を行ううえでの基礎資料とし、活動の充実・拡大を達成する目的で作成した。本報告書がフォーラム活動の更なる発展、及び中国における知的財産権保護活動推進の一助となることを祈念する。

本報告書の作成にあたっては、江蘇省TSB及び上海IPG会員各位より、案件事例などに関する資料を提供いただいた。ここにて厚くお礼を申し上げる。

2011年3月

▶▶▶ 目次

はじめに

江蘇省TSB局長ご挨拶

上海IPG代表ご挨拶

第1章 2010年度活動計画.....	008
第2章 2010年度活動.....	014
1. 江蘇省TSB－上海IPG交流	016
(1)フォーラムの運営	
(2)江蘇省TSB日本視察	
(3) IPG知的財産権貢献部門感謝式2010への参加	
2. 知的財産権保護の雰囲気形成に向けた取組み.....	023
(1)協力覚書の締結	
(2)共同制作物の活用	
(3)模倣業者への打撃強化	
3. 理解促進、活動活性化に向けた取組み	035
(1)フォーラム2010年次総会の開催	
(2)中国知的財産権保護シンポジウムの開催	
(3)日本経済産業省、日本貿易振興機構訪問	
4. 影響力の拡大に向けた取組み.....	044
(1)四川省TSBとの交流	
(2)江西省TSB訪問	
(3)価格認定プロセス研究会の地域拡大	
第3章 フォーラム枠組みでの案件事例.....	052
1. ミシンプロジェクト案件 －覚書フォーマットを利用した案件－	053
2. 農薬WGによる案件.....	056
3. ブラックリストの活用	058
第4章 2010年度活動総括.....	060
1. 活動状況の確認.....	061
2. 2010年度活動の評価.....	063
3. 2011年度に向けた課題と方針	064
4. 2011年度活動計画	066
付属資料	068
1. 江蘇省TSB- 上海IPGブランド保護連携フォーラム定款	068
2. 江蘇省質量技術監督局 / 上海IPG (日資企業知識産権保護連盟) 日本貿易振興機構上海代表処 ブランド保護連携覚書	069
3. 上海IPG紹介	071

江蘇省TSB副局長挨拶

江蘇省質量技術監督局副局長 孫 春雷

2010年は中国がWIPOに加入した30周年に当たり、また中国が全面的に「国家知識産権戦略綱要」を貫徹して実施するための重要な一年でした。知的財産権保護は世界各国が直面している共同課題です。世界経済の一体化が継続して進み、科学技術が飛躍的に向上し、経済社会が日増しに発展する状況の下、政府部門は開放の姿勢と実務を重視した取り組みを行い、知的財産権の保護について世界各国との交流、協力を促進しています。そして、これらを通じてあらゆる良い経験を吸収し、中国の知的財産権保護のレベルを高めていくことがwn-winを実現するための有効なルートです。



2010年、江蘇省質量技術監督局は、上海IPGと日本貿易振興機構上海代表処との従来の良好な協力関係に基づき、活動のテーマを通じて、活動内容の豊富さ、協力領域の拡大について一定の成果を得ることができました。また、4月27日には、南京でフォーラム年次総会並びに「ブランド保護連携覚書」の調印式が開催されました。江蘇省質量技術監督局、上海IPG、日本貿易振興機構上海代表処の三者は「ブランド保護連携覚書」に調印し、模倣品・劣悪品への打撃、知的財産権保護の実践と経験について交流と意見交換を行いました。9月には、共同で作製した「模倣品・劣悪品との決別」という宣伝ビデオを利用し、全省において「住宅街、学校、農村への浸透」を目標に、「劣悪模倣品との決別」というテーマの宣传教育啓蒙活動を実施しました。「劣悪模倣品との決別」ビデオの上映と配布を通じ、市民、学生をはじめとする青少年や農村部の住民に模倣品・劣悪品の危険性、識別方法などの知識を宣伝しました。社会各界に対して、模倣品・劣悪品問題に対する十分な注意を呼びかけ、「劣悪模倣品との決別」というメッセージを伝え、模倣品・劣悪品を打撃するための良好な雰囲気の形成を図りました。この一年、「ブランド保護連携覚書」に基づいて、三者は「連絡係制度」を実行し、模倣品対策の新たなスキームを構築した上、各自の得意分野で能力を発揮して、打撃行動の目的、有効性、正確性を高めました。複数の模倣品・劣悪品の製造、販売案件を取締り、知的財産権保護活動をより広く、より深く推進することができました。

現在、世界各国は連携して金融危機を乗り越えようとしており、このことは協力なしには発展過程で直面する問題の解決、障壁の打破ができないことを再度証明しました。知的財産権領域においても協力関係の強化が重要です。私たちは江蘇省質量技術監督局ー上海IPG/日本貿易振興機構ブランド保護連携フォーラムの取り組みを通じて、共同で知的財産権保護のレベルを高め、技術交流を促進することで、中日経済貿易関係の発展に一層貢献できると信じています。

上海IPG 代表挨拶

上海IPG グループ長 岩間 孝夫

2010年は、上海万博の盛況が象徴するように、長三角地域が大きな賑わいを見せた一年でした。我々上海IPGも、地域の盛り上がりに後押しされるかのように、多くの活動を活発に展開することができ、素晴らしい1年となりました。長三角地域を中心に、中国各級政府部門との交流を一層深めるとともに、国務院弁公庁による「知的財産権侵害品とニセモノ・劣等品の製造・販売行為に対する打撃専向行動方案に関する通知」に関連して各種のプロジェクトを多数遂行するなど、従来に増し多くの成果を創出することができたのではないかと感じておりますが、中でも江蘇省TSBとの協力内容は、我々が過去3年間地道に蓄積した経験・協力基盤が具体的な活動において花開いた、特筆すべきものであったと認識しております。



振り返りますと3月には、日本国経済産業省が日本貿易振興機構を通じ、江蘇省および広東省のTSBを日本に招聘しました。これは、中国IPGが2008年から実施しております、その年度に日系企業の知的財産権保護において最も貢献頂いた当局に感謝を表す「貢献部門感謝式」の2009年度対象当局として同2局を選定させて頂きましたところ、その選定根拠となった同2局の優れた活動について、日本での周知を図ることを目的として、日本招聘が実施される運びになったものと聞き及んでおります。このことは中国IPG、すなわち在中国日系企業が、江蘇省TSBの貢献を高く評価していることの現われであると思います。

4月には、例年通り、南京でブランド保護フォーラム2010年次総会が開催され、その席では、江蘇省TSB、日本貿易振興機構上海センターおよび上海IPGの間で、「ブランド保護連携覚書」が締結されました。これにより、江蘇省における投資環境向上のため、より簡易かつ円滑に当事者間の連携を行うための重要なスキームが構築できたものと認識しております。また、本覚書の締結は、従来の相互信頼が目に見える形で表現されたという意味でも非常に意義深いものといえるでしょう。

9月には、2009年に共同制作した「消費者啓発用ビデオ」を江蘇省TVで1ヶ月間放送いただくとともに、各種消費者啓発イベントでも放映するなど、重点的な消費者啓発がなされました。これはフォーラムの設立目的である「消費者保護」、「市場秩序の維持」の面において、大きな影響を生じせしめたものだと思います。こうした活動は、2009年までに蓄積した制作物の存在無しには成し得ないものであり、活動継続の重要性を示す好適な事例の1つになったものと考えております。

設立からまもなく4年を数える本フォーラムが、このように一歩一歩前進を続けていることを嬉しく思いますとともに、都度ご尽力いただいている関係各位への感謝の念を新たにしております。

私ども上海IPGの全体会合は、2011年1月に第50回の記念すべき節目を迎え、その際事務局が中心になり上海IPGの従来活動をまとめた冊子「上海IPGの歩み」を作成致しましたが、その中でも江蘇省TSBとの長きにわたる連携の成果は際立ったものとなっております。我々は、こうした成果を基盤として、2011年以降も新たな目標をもって活動に望む所存であり、本フォーラムを更に発展させ、微力ながらも江蘇省発展の一助となる活動を展開できますよう、引き続き皆様と一丸となって努力していきたいと思います。

第一章

2010年度活動計画

1. 活動方針(骨子)

江蘇省TSBと上海IPGは、2010年度の活動方針について継続的に議論したうえ、2008年に制定した活動計画を踏襲することとした。方針の骨子は、次のとおりである。

(1)活動テーマ：劣悪模倣品からの決別

模倣品の問題は、麻薬と同様、その周辺当事者が自ら決別の意思を持たなければ解決に至らないとの考えに基づき、昨年度に引き続き同テーマを設定した。テーマ設定の主眼は、消費者の保護にある。

(2)達成目標

- ①江蘇省全体において、知的財産権を重視する雰囲気を形成する。
- ②周囲からのフォーラムへの理解を促進し、活動の活性化をはかる。
- ③周囲の模範となり得る活動を実施し、他地域に活動の幅を広げ、フォーラム活動の影響力を高める。

∴「劣悪模倣品からの決別」には、多方面における知財重視意欲の向上が必要と考えられたこと、およびフォーラム活動が、当初からモデル的な活動（スキーム）の構築および当該モデルの他地域への移転を目指していたことに鑑み、2008年度に本目標を設定した。

●既存素材の有効活用：

2009年度に作成した消費者啓発ビデオ、（権利者情報）ポケットブックなどを活用し、模倣品の危険性周知、TSB職員による日常検査の円滑化をはかる。

●既存スキームの充実化・活用：

江蘇省TSB-上海IPGで検討してきた模倣品摘発の円滑化等を目的としたスキームを更に確固たるものとし、模倣業者への打撃強化の一助とする。

●具体的な成果の創出：

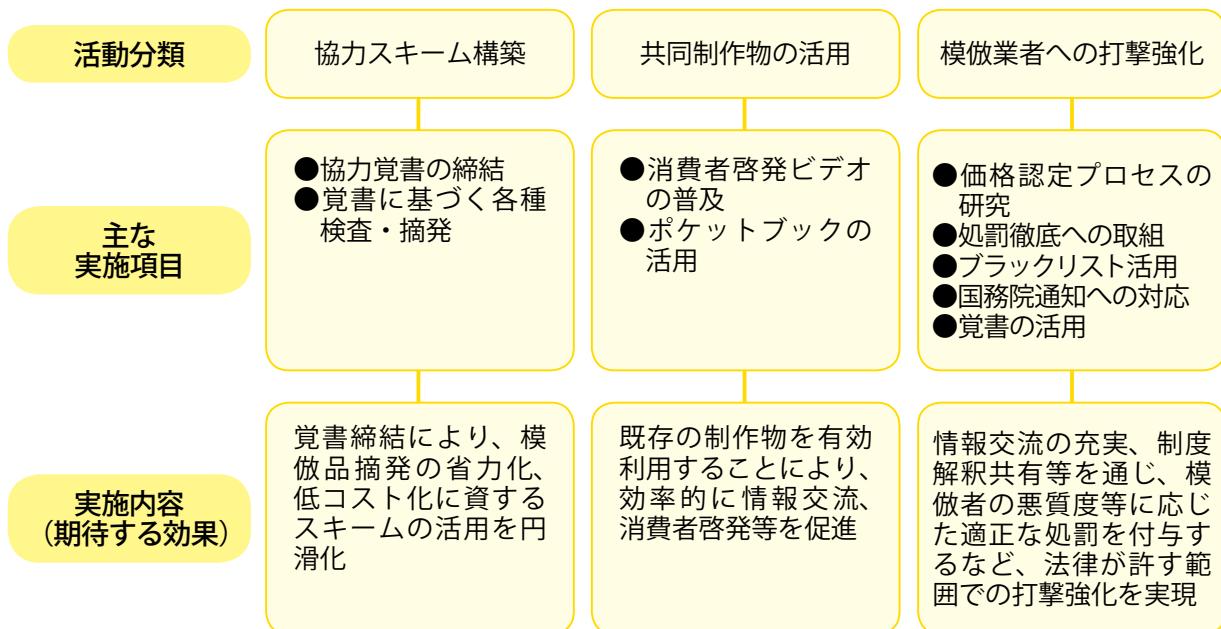
2010年度が、2008年度に作成した計画遂行の3年目にあたることを踏まえ、従来以上の成果を創出するとともに、中期的な観点から従来活動による当初目的の達成度の検証を目指す。

(3)活動の概要

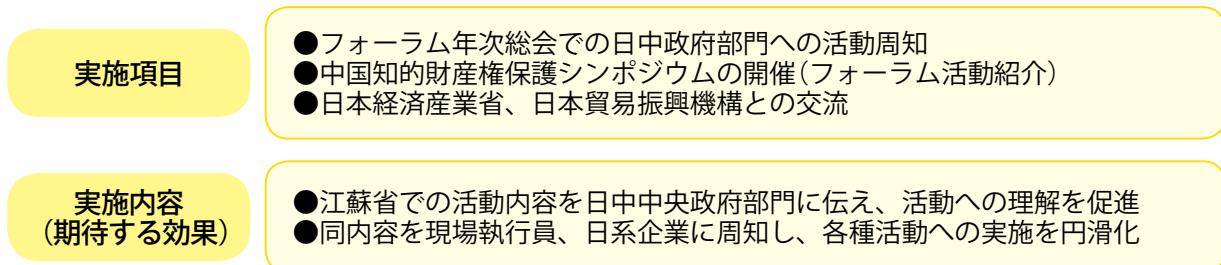
2010年度活動の概要について、江蘇省TSBと上海IPGは、年度当初段階で複数回にわたる協議を行い、従来の活動と上記達成目標を基礎に、次のように実施項目を設定することで合意に達した。

▲2010年度実施項目(概要)

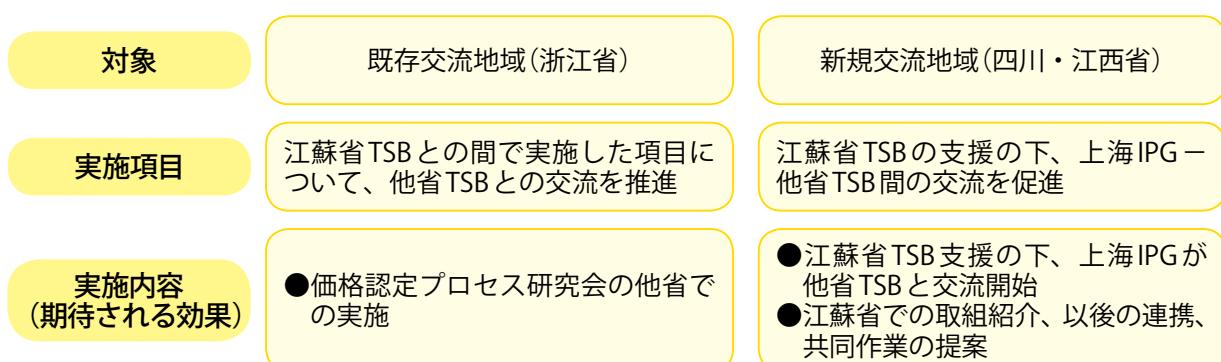
目標①「知財重視の雰囲気形成」



目標②「理解促進・活動活性化」



目標③「影響力の拡大」



(4) 実施項目の詳細および結果

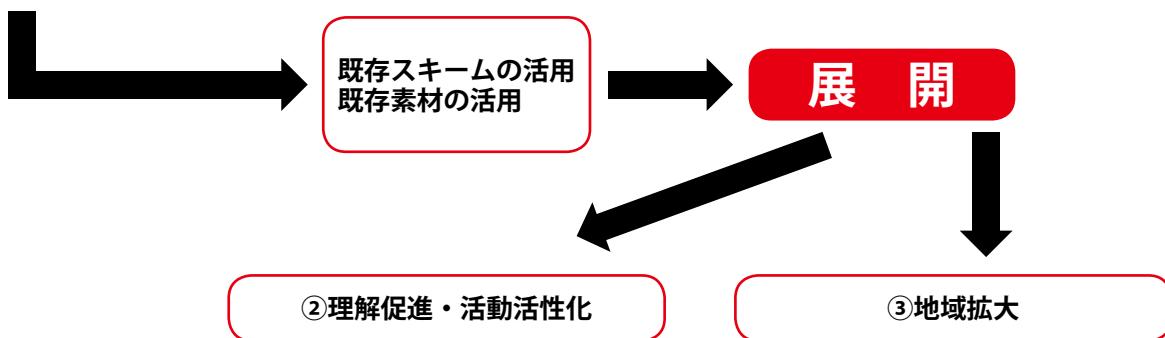
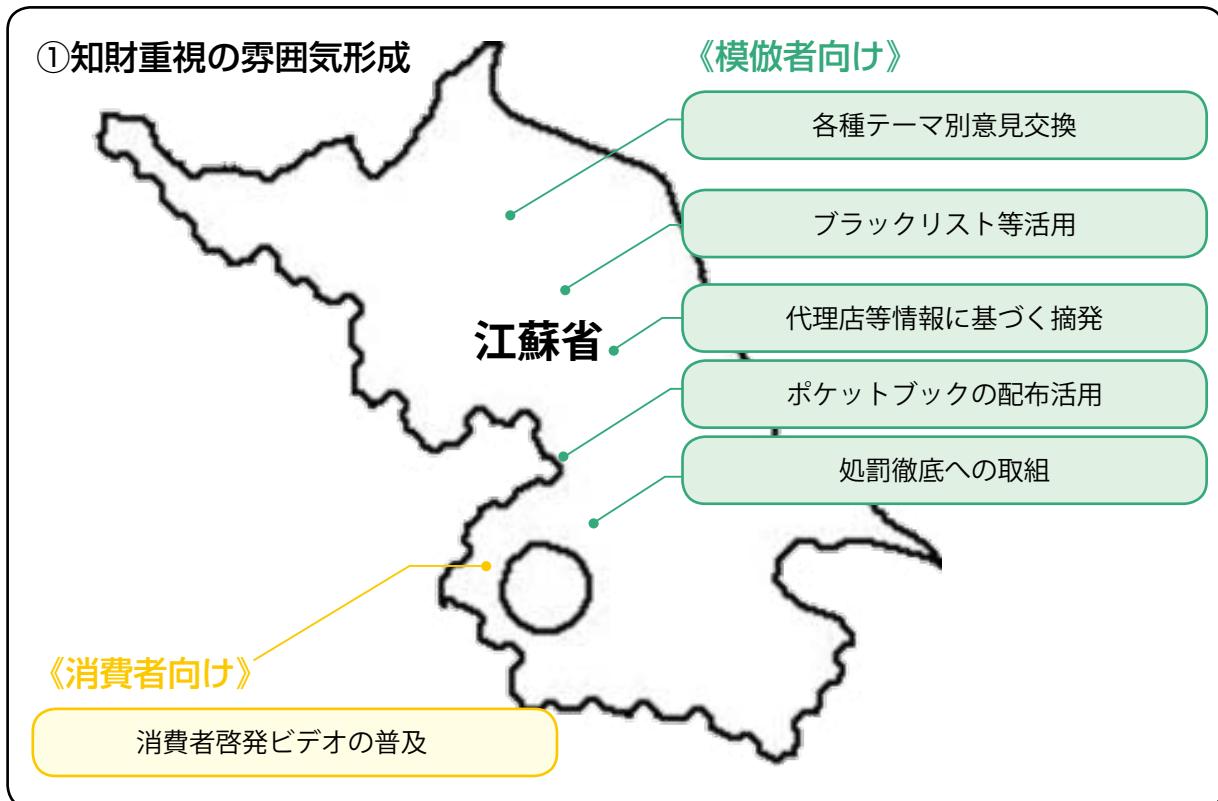
2010年度活動の概要について、江蘇省TSBと上海IPGは、年度当初段階で複数回にわたる協議を行い、従来の活動と上記達成目標を基礎に、次のように実施項目と各項目における達成目標を設定することで合意に達した。

<2010年度実施項目および達成状況>

目標	実施項目	内容	目標	達成状況
知財重視の 雰囲気形成	代理店等情報に基づく摘発	①連携覚書の締結 ②申立に基づく検査の実施	①2010年度内締結 ②10件以上/年	①4月に締結 ②達成
	消費者啓発ビデオの普及	①中国でのTV放映 ②中国内イベントでの放映 ③消費者への配布	①江蘇省TVで放映 ②3回/年以上 ③2000枚/年以上	①9月に1ヶ月放映 ②達成 ③約3,000配布
	ポケットブックの配布活用	他地域への配布	10省以上	未達
	テーマ別意見交換	重要テーマに関する意見交換	2回/年以上	価格認定プロセス研究(2回)、悪質行為の検討(1回)
	処罰徹底への取組	蘇・浙・滬、質量技術監督行政処罰裁量規則の運用促進	左記規定の適用事例創出	ミシン業界でプロジェクト遂行中
	ブラックリスト等活用	①ブラックリストに基づく検査・摘発の実施 ②再犯等への重罰規定適用、提供者との情報共有	①7件以上/年 ②重罰規定の適用事例創出	①達成 ②自動車部品案件について進行中
	真贋識別セミナー	セミナーの開催および効果検証	特になし	2011年1月実施予定
理解促進・ 活動活性化	日中政府部門への成果報告	①日本経済産業省への実績紹介 ②AQSIQ、他省TSBへの実績紹介	実績紹介の実施	達成
	日系企業向け活動内容紹介	中国知的財産権保護シンポジウム(フォーラム活動紹介)の開催	シンポジウムの開催	達成
地域・影響力拡大	既交流地域との連携強化	フォーラム2009年度活動の展開	特になし	浙江省TSBとの価格認定プロセス研究実施
	新規交流地域との活動	四川省・江西省TSBとの交流活動実施	特になし	四川省TSB向け真贋識別セミナー開催(2回)等

2. 活動イメージ

2010年度計画の全体的なイメージは次のとおりである。



②理解促進・活動活性化



③地域拡大

意見交換・共同活動の推進(抜粋)

2008年度：

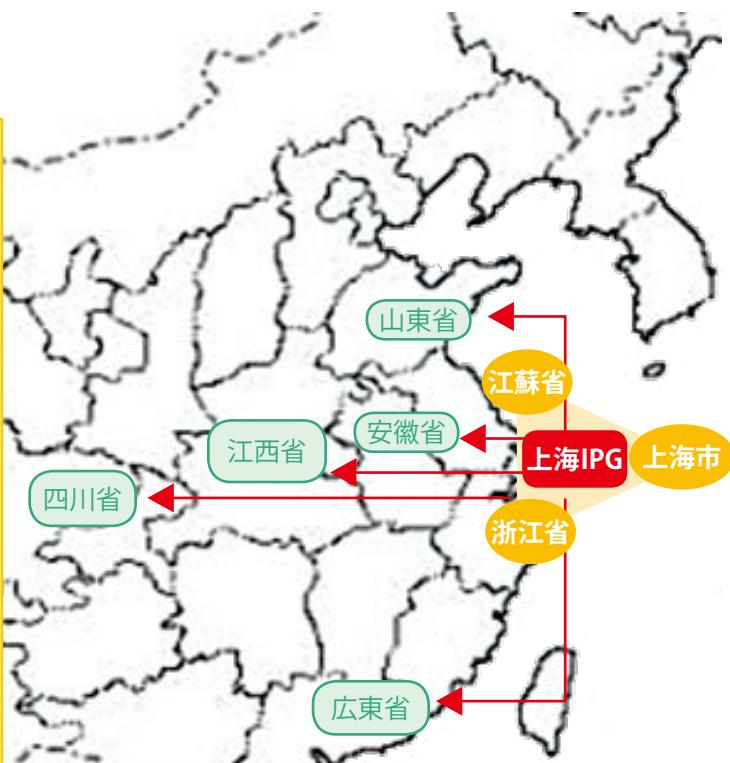
- ・山東省 山東省TSB-上海IPG農薬ワーキンググループ会合(4月)
- ・広東省 広州市TSB-上海IPG化粧品ワーキンググループ会合(6月)

2009年度：

- ・安徽省 真贋識別セミナー開催(8月)
- ・四川省 四川省TSB訪問(11月)

2010年度：

- ・四川省 四川省TSBとの交流(1月、6月)
- ・江西省 江西省TSB訪問(10月)



第二章

2010 年度活動

<2010年度活動の概要>

フォーラムは、設立時に「2007年度江蘇省保護知識産権十大案件十件大事」に選定されるなど各方面からの注目を集めるとともに、設立後の日系企業向けアンケート調査では、江蘇省の模倣品状況の改善が示され、活動の成果が徐々に目に見える形となっている。

一方、2010年度は、2008年度に決定した活動計画遂行の3年目にあたり、中期的な観点からは、同計画遂行の区切りの時期と位置付けられ、活動の成果を一旦整理し、目標の達成度を検証することが求められる。また、従来の活動により、フォーラム活動に用いる素材やスキームは充実度を増しており、蓄積した各種インフラを如何に活用するかが重要となっている。

こうした背景から、2010年度は、これまでの蓄積を円滑かつ効果的に活用し、当初目的の達成度を検証できるよう、目に見える成果を創出することを主眼に各種活動を展開した。活動の実施においては、2009年度に積み残しとなった課題(悪質者に対する打撃強化、消費者啓発推進等)を念頭に、各項目の詳細を検討した。

また、「江蘇省において知的財産権保護の良好なモデルを構築し、他地域への波及効果を生み、中国における知的財産権保護の全体的な活性化を実現する」というフォーラム設立にあたっての当初の目的達成に向け、他省TSBとの交流にも引き続き注力した。

1. 江蘇省TSB-上海IPG交流

(1) フォーラムの運営

2010年には、上海IPG運営幹事会、ジェトロ上海センターおよび一部の上海IPG内ワーキング・グループ(以下「WG」という)が主体となって、江蘇省TSBとの間で、概略下表のスケジュールで主な活動を検討・実施した(詳細は後述)。

検討事項 \ 時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
2010年次総会	●次第検討 ●来賓招待	●総会開催		●2011年度総会の検討開始
覚書	●内容検討	●覚書締結	●隨時案件実行	
貢献部門感謝式典	●江蘇省TSBへ出席要請	●式典開催		
消費者啓発ビデオ	●活用手段検討	●総会で放映 ●活用手段検討	●江蘇TV放映 ●南京で配布放映	●広州モーターショーで配布
ブラックリスト	●2010年度実施項目検討		●TSBにリスト提供	●検査摘発準備
ミシンプロジェクト	●実施可能性検討	●関連調査実施	●調査結果提供 ●検査・摘発	●再検査摘発準備
価格認定プロセス	●研究会開催	●総会で研究結果の公表	●浙江省、広東省に展開	
ポケットブック	●配布部数・手段検討	●上海市、浙江省、四川省、江西省等に配布		
理解促進、地域影響力拡大	●江蘇省TSB日本招聘	●都度、関連政府部門等に活動紹介 ●江蘇省TSBを通じ、四川・江西省TSBと交流		

以下、両者間の直接交流の一部を紹介する。

<江蘇省TSB-上海IPG運営幹事会交流>

江蘇省TSBと上海IPG運営幹事会では、フォーラム設立以前から、継続して直接対話を正在进行する。2010年度には、以下のとおり会合を開催した。

日時：2010年8月12日(木) 16:30～18:00

場所：ジェトロ上海センター

【参加者】

■江蘇省質量技術監督局 稽查処 副処長 張彤氏、同処科長 羅雪明氏

■上海IPG

(運営幹事)

グループ長(カネボウ化粧品)岩間孝夫氏、副グループ長(住友化学)大上 信夫氏

捷太格特(JTECT)布川昌宏氏、旗牌(シヤチハタ)山田勝氏

離富高(ニフコ)土谷剛史氏、重機 福永大介氏

(ジェトロ上海)

副所長 安藤 勇生氏、知的財産部長宮原 貴洋氏、森永 正裕氏、部長助理 尹 世花氏

【主な議事】

- ①消費者啓発ビデオ「劣悪模倣品との決別」を江蘇省TVで放映するとともに、南京での消費者保護イベント等で放映、配布することを決定
- ②覚書を活用した各種プロジェクトの推進について再確認
- ③ポケットブック等TSBで活用する素材に関し、事後評価を協力して収集することに合意
- ④上海IPGとして、国家質量検査検疫総局および江蘇省人民政府に対し、江蘇省TSBとの取組に関する報告・紹介を積極的に実施することを確認

交流の模様



TSB出席者



<江蘇省TSB-ミシン業界交流>

日 時：2010年3月25日(木) 14時30分～15時45分

場 所：江蘇省南京市北京西路16号蘇興大厦 江蘇省TSB会議室

【参加者】

■江蘇省質量技術監督局

稽查処 処長 郭一成氏

同処副処長 張彤氏、同処科長 羅雪明氏

■上海IPG

(ミシン業界代表) 重機 福永大介氏

(ジェトロ上海)

副所長 安藤 勇生氏、

知的財産部長宮原 貴洋氏、森永 正裕氏、尹 世花氏



【主な議事】

- ①ミシン業界における課題の説明(中古再生品の新品としての販売、再犯発生など)
- ②悪質行為(①の括弧内)に対する重罰適用の可能性検討(「裁量規則」の活用等)

※江蘇省TSBコメント

江蘇省TSBは「裁量規則」に基づいて執行する。ミシン業界での課題意識を踏まえ、案件の具体的な状況を精査し、情状に応じた重罰、軽罰の適用をはかりたい。

- ③ミシン業界とのプロジェクト内容の検討

<江蘇省TSB-ジェトロ上海センター交流>

例年同様に、両者間では継続的な訪問交流を通じたフォーラム運営の各種検討がなされている。2010年度の直接交流の概要は次のとおりであった。

■2月9日会合での主な検討事項

- ブランド保護フォーラム2010年次総会について、次の点合意
 - ・覚書締結式の併催
 - ・消費者啓発ビデオの放映
 - ・価格認定プロセスに関する意見交換の実施
 - ・日本での知財保護手段、日系企業の案件紹介の実施
- 江蘇省TSBの貢献部門感謝式への参加について合意
- ブラックリスト活用
 - ・自動車部品、ミシン等のブラックリストを適宜上海IPGより提供し、江蘇省TSBで可能な検査を実施する旨合意

■4月12日会合での主な検討事項

- フォーラム年次総会：当日議事次第、進行等に関し、最終調整
- 覚書：内容について最終調整

■7月9日会合での主な検討事項

- 消費者啓発ビデオの活用(両者作業分担について合意)
江蘇省TSB：江蘇省TVでの放映/学校・アパート等での放映配布/各種知財関連イベントでの放映配布
上海IPG：各種知財関連イベントでの放映配布
- 覚書、ブラックリスト：従来計画の確認、今後の推進手段を協議
- 真贋識別セミナーの開催
2010年度末開催を目処に調整を進める。必要に応じ、工商局、公安局との共同開催も可能。
- ポケットブックの活用：江蘇省内外での配布・活用(役割分担)について検討
- IIPPFからの江蘇省TSB向け質問への回答

■12月15日会合での主な検討事項

- 年次報告書：内容、確認スケジュール等最終検討
- 自動車・自動車部品WGのブラックリスト活用：1月の常州での検査活動実施合意
- 真贋識別セミナーの開催
常州での検査活動にあわせ、事前に自動車部品関連企業により開催し、その後2011年中に他業界と開催することで合意。

(2)江蘇省TSB日本視察

訪日期間：2010年3月8日～3月12日

【訪日趣旨】

IPGの主催する知的財産権保護貢献部門感謝式(2009)において、広東省TSB、江蘇省沛県TSBが、知的財産権保護への貢献部門として選定されたことから、その積極的かつ優れた執行活動を日本で紹介するとともに、江蘇省TSBにおけるフォーラム関連活動を周知することを目的として、日本国経済産業省による招聘に基づき日本視察を実施した。期間中は、日本政府部门との交流、日本企業向け活動紹介（セミナー）、関連団体との意見交換等が行われ、知的財産権保護に関する知見・交流が相互に深められた。

【訪日団員】

以下の知的財産貢献部門感謝式(2009)の被選定部門人員が訪日した。

- 広東省質量技術監督局 稽査局 局長 湯武氏、同局主任 郭廷洲氏
- 広東省東莞市質量技術監督局 稽査局 局長 何煒堅氏
- 江蘇省質量技術監督局 稽査処 助理調研員 吳育東氏、同処科長 羅学明氏
- 江蘇省徐州市沛県質量技術監督局 稽査大隊長 李紹磊氏、副隊長 郭俊傑氏

【スケジュール】

	時間	内容
3月8日（月）	17時30分～18時00分	日本貿易振興機構（ジェトロ）訪問
3月9日（火）	10時00分～11時40分	経済産業省訪問
	14時00分～16時50分	中国知的財産保護フォーラム開催
	17時00分～18時30分	日本自動車工業協会との意見交換
3月10日（水）	9時30分～11時30分	国際知識産権保護フォーラム（IIPPF）との意見交換
3月11日（木）	12時00分～13時00分	トヨタ社訪問
	16時30分～17時30分	愛知県庁訪問
3月12日（金）	16時30分～18時00分	住友化学社訪問

各訪問先等での交流内容は次のとおりであった。なお、中国知的財産権保護シンポジウム開催および経済産業省・ジェトロ訪問については「理解促進、活動活性化に向けた取組」部分で言及する。

第二章 ▶▶ 2010年度活動

一日本自動車工業協会との交流一

当日の流れ

1. 代表挨拶

(1)社団法人日本自動車工業会 常務理事 中山寛治氏

(2)広東省質量技術監督局 稽査局 局長 湯武氏

2. 日本自動車工業会の活動紹介

(1)社団法人日本自動車工業会の概要紹介/技術統括部 部長 佐々木滋氏

(2)社団法人日本自動車工業会 知的財産関連活動紹介

本田技研工業 知的財産部企画室 参与 菅井孝氏

(3)模倣エアバッグ案件の紹介/日産 IP プロモーション部 主管 海野 貴史氏

意見交換の主テーマ

①江蘇省/広東省TSBの取扱紹介

②新規の問題である模倣エアバッグへの対策手段について

③鑑定依頼時の権利者の連絡先について

④部品の流れをめぐる修理業者に関する情報提供について



一国際知的財産保護フォーラムとの意見交換一

代表挨拶

(1)広東省質量技術監督局稽査局 局長 湯武氏

(2)株式会社バンダイ

法務知的財産部ゼネラルマネージャー小瀬江健一氏

意見交換の主テーマ

(1)江蘇省/広東省TSBの取扱紹介

(2) IIPPFからの質問応答

①故意の認定について

②店舗、倉庫、輸送業者等間接関与者の取締例について

③巧妙化に対応するための証拠について

④再犯の概念及びTSBによる処罰決定書の提供について



代表挨拶

- (1)江蘇省質量技術監督局 稽查処 助理調研員 吳育東氏
- (2)愛知県産業労働部 部長 富吉賢一氏

意見交換の主テーマ

- (1)江蘇省/広東省TSBの取組、模造業者の動向紹介
- (2)愛知県の取組紹介
- (3)インターネットを通じた模倣品販売への対応
- (4)中国進出企業、団体によるTSB執行への協力
(真贋鑑定、製品価格情報提供等)
- (5)愛知県と江蘇省との今後の協力について



トヨタ社訪問

代表挨拶

- (1)トヨタ自動車株式会社 知的財産部 コーポレート知財渉外室 主査 加茂廣氏
- (2)広東省質量技術監督局 稽查局 局長 湯武氏

意見交換の主テーマ

- (1)江蘇省/広東省TSBの取組、自動車業界の模倣品動向紹介、質疑応答
 - ①TSBによる製造と設備の標準化/品質管理
 - ②企業に対する品質管理および知的財産保護等サービス提供
 - ③法執行プロセス
 - ④取締の際のポイント
(情報の正確性、迅速な真贋判定等)
- (2)今後の協力について



住友化学社訪問

代表挨拶

- (1)住友化学株式会社 農業化学業務室 部長 大坪敏朗氏
- (2)江蘇省質量技術監督局 稽查処 助理調研員 吳育東氏

意見交換の主テーマ

- (1)江蘇省/広東省TSBの取組紹介、質疑応答
 - ①TSB業務状況、事例紹介(住友案件含む)
 - ②上海IPGとの連携：省TSBを介した簡易申立等
- (2)沛県質量技術監督局業務・案件紹介、質疑応答
- (3)行政摘発の円滑化、効率化について

※TSBコメント

- ・中国政府は農業を重視し、農資企業の検査を実施している。情報は必ず直ちに通報してほしい
- ・企業には公安部門の介入を重視する傾向があるが、行政の力も信じてほしい



(3) IPG 知的財産権保護貢献部門感謝式 2010への参加

江蘇省TSBは、IPGが2008年から開催している「知的財産権保護貢献部門感謝式」に毎年出席し、貢献部門として選定された各地方当局の成果顕彰に協力している。2010年は、以下の要領で開催された式典に、江蘇省質量技術監督局稽査処 助理調研員の呉育東が来賓として出席した。

開催主旨

- ①IPG会員の知的財産権問題に関し、優れた成果を創出した行政当局に感謝の意を表する
- ②中国政府の知財保護活動に関し、消費者保護、知的財産権の尊重に効果的な成果を創出した行政当局に対して、IPGとしてその成果を顕彰することで、一層の活動の促進を図る

日 時：2010年5月20日(木) 18時30分～20時00分

場 所：ハイアット・オン・ザ・バンド(上海外灘茂悦大酒店)

主 催：日本貿易振興機構(ジェトロ) /IPG

【他の主な来賓】

【日本側】

- 平木場弘人氏
在上海日本国総領事館 首席領事
- 三橋敏宏氏
経済産業省製造産業局
模倣品対策・通商室 室長
- 長橋良浩氏 特許庁 国際課 課長補佐
- 大西康雄氏 ジェトロ上海センター所長

【中国側】

- 楊國華氏
商務部 条約法律司 副巡視員(副司長級)
- 馬雪冰氏
國家質量監督檢驗檢疫總局
執法督查司副巡視員(副司長級)
- 李群英氏
海關總署 政策法規司
知識產權處 処長
- 張玉瑞氏
中国社会科学院知識産權中心教授(華東地区)
- 黃志臻氏
江蘇省知識産權局 副局長
- 吳堅氏
浙江省知識産權局 副局長
- 李芸氏
浙江省質量技術監督局稽査総隊 副総隊長
- 劉銓氏
江蘇省工商行政管理局 商標處 副處長
- 李甲成氏
江蘇省工商行政管理局 商標處 副處長
- 田軍氏
浙江省工商行政管理局 経済検査處 副處長

開会挨拶

大西康雄氏 ジェトロ上海センター所長

来賓挨拶

楊國華氏 商務部 条約法律司 副巡視員
平木場弘人氏 在上海日本国総領事館 首席領事

貢献部門への謝意表明

1. 貢献部門発表
2. 記念品贈呈
3. 記念撮影

閉会挨拶

三橋敏宏氏 経済産業省製造産業局模倣品
対策・通商室 室長

表彰の模様



2. 知的財産権保護の雰囲気形成に向けた取組み

(1) 「ブランド保護連携覚書」の締結

模倣粗悪品に対し、一層有効、適確かつ緻密な対策を行うことにより模倣粗悪品に対する打撃を強化し、市場経済秩序の整頓と規範化を遂行するために、江蘇省質量技術監督局と上海IPG及び日本貿易振興機構上海代表処は、各自の利点を十分に發揮し、中国の法律・法規を遵守することを前提として、情報共有体制、緊密連絡体制、模倣品連合対策体制を構築し、模倣品対策の規模と内容を拡大充実させ、ブランド保護を共同で推進していくこととし、江蘇省TSB、上海IPG、ジェトロ上海センター、三者の連携覚書を締結した。

本覚書は、連絡ルートや情報共有体制、および実際の検査・摘発行動における手続きなど、模倣品対策における実務的な協力強化を詳細に定めている。2009年度から、三者間で試験的に運用してきた、模倣品摘発のスキームを文書化したものという側面も有している。覚書締結により、上海IPG会員企業は、江蘇省TSB監督のもと簡易かつ低成本で模倣品摘発の申立を行えることが明確化された。

<「ブランド保護連携覚書」調印式>



〔司会〕日本貿易振興機構(ジェトロ)
上海代表処 副所長 安藤勇生氏

左から上海IPG岩間グループ長、
江蘇省TSB孫副局長、ジェトロ上海大西所長

■報道

年次総会の模様については、多くの報道機関に取り上げられた。

※右は江蘇省TSBホームページへの掲載状況



(2)共同制作物の活用

上記のとおり、フォーラムでは、2009年度活動の一環として、「消費者啓発ビデオ」および「ポケットブック」を作成し、その後活用手段について検討を重ねた。ここでは、2010年度の活用実績を簡単に紹介する。

(2)-1 消費者啓発ビデオの普及



「劣悪模倣品との決別 (远离假冒伪劣教育片)」は、消費者に模倣品の危険性を宣伝することを目的として、江蘇省TSBと上海IPGで、ストーリー、シナリオ等を検討のうえ作成したアニメーションビデオである。当該ビデオは、1人でも多くの消費者の視聴を受けることでその存在価値が増すことから、2010年にはその普及に注力した。

【2010年度 配布/放映状況】

①江蘇省TSBによる普及状況

2010年9月の「品質月間」に、江蘇省TSBは「ニセモノ・劣悪品の拒否」を趣旨として、全省において関連イベントを開催した。主に住宅街の民衆、学生、農村の民衆を対象として、ニセモノの危険性について宣传教育し、ニセモノに対する注目を集めるように呼びかけた。一部活動について、上海IPGが協力した。

■主な普及手段

- ・江蘇省TVで1ヶ月間放送
- ・江蘇省/南京市TSB連携のもと、住宅地での宣伝活動を実施
- ・江蘇省TSBより、各市TSBに30枚、各県TSBに20枚のDVDを配布。各TSB部門が自らのイベント開催にあわせ、現場での放送や学校、住宅地で配布
- ・各イベントの状況をメディアにて放送

配布状況一覧表

地区	配布枚数	対象
江蘇省	30,000	各市、各県TSB
南京市	20,000	各市、各県TSB
各市	10,000	各市、各県TSB
各県	5,000	各市、各県TSB

小学校での宣伝の様子



街頭での宣伝の様子



②質量月間における南京での普及

南京においては、模倣品の危険性周知イベントの一環として、江蘇省TSB主導により、南京市中心部広場での消費者向け宣伝活動が行われた。

日時：2010年9月18日(土)AM

場所：南京市中心部広場

宣伝活動の概要

(1)開始セレモニー：江蘇省質量技術監督局長・市政府等より挨拶

(2)消費者サービス活動(広場でのカウンター設置)：

①啓発ビデオ(DVD)の配布

②食品、医薬品、エレベーターなどの分野に関する品質相談・クレーム受付

③その他

(3)啓発ビデオ放映

①広場に設置した移動型大スクリーン

②商業ビルの巨大スクリーン

③市内ホテル内スクリーン

イベント会場(広場)の様子



広場での消費者向けカウンター



高層ビル スクリーンでの放映



ホテル内スクリーンでの放映



③江蘇省TVでの放映

テレビ放送

江蘇省TVの協力のもと、9月の一ヶ月間、毎日11:50より、ビデオ「劣悪模倣品との決別」の一部短縮版をTV番組として放送した



④広州モーターショー 啓発活動での配布

上海IPG自動車・自動車部品WGでは、2008年より、毎年広州モーターショー会場内に消費者啓発活動用のブースを設営し、約1週間、真偽自動車部品の展示や啓発パンフレットの配布、啓発ビデオの放映等を行っている。2010年には、消費者啓発ビデオの放映および配布を実施した。

日時：2010年12月20日(月)～27日(月)

場所：広州市モーターショーの展示館3.2入り口付近

■ 2010年実施項目

- ①真偽自動車部品の展示
- ②消費者啓発ビデオの配布(約1000枚)・放映
- ③啓蒙パンフレット配布
- ④啓発ポスターの掲示
- ⑤消費者向けアンケート調査

ビデオ配布の模様



ビデオの放映状況



(2)-2 ポケットブックの活用

上海IPGでは、江蘇省TSBからの要望に基づき、2009年度に次の内容のポケットブックを作成した。

対象者：TSB執法人員

※最前線の執法現場で模倣品の検査・取締を担当する法執行官の利便性を考慮し、ポケットに入るサイズの冊子としたことから、「ポケットブック」と通称している

掲載情報：上海IPG会員の重要商標、担当者連絡先等(71社分)



2010年は、その活用を促進するため、江蘇省TSBと上海IPG事務局であるジェトロ上海センターが、各自関連の政府部門に配布することとした。

■ポケットブックの配布状況

- ①「江蘇省TSB－上海IPG ブランド保護連携フォーラム年次総会」で中国側参加者に配布
- ②江蘇省TSBより、江蘇省内の各市・県TSBに配布(江蘇省内で計1000部配布)
- ③その他：華東エリアのTSB/AIC（工商局）、四川省・江西省TSBに各100部、拱北・江門税関に各100部

ポケットブックの有用性、活用度については、2011年度に確認作業を行う予定である。

＜江蘇省TSBからの活用後の感想＞

- ・サイズが小さく持ち易い。
- ・執行人員の業務処理時の利用に大変便利である。
- ・権利者と直接連絡が取れて、従来に比べ時間の節約ができるようになった。
- ・今後も適時に更新し、案件処理時に継続的に利用したい。

(3) 模倣業者への打撃強化

2010年度には、単に模倣品の摘発を円滑化するのみならず、その処罰についても従来以上に適正化がなされるよう各種の研究作業や実務的プロジェクトが実施された。ここでは、2010年度の活用実績を簡単に紹介する。

(3)-1 価格認定プロセスの研究

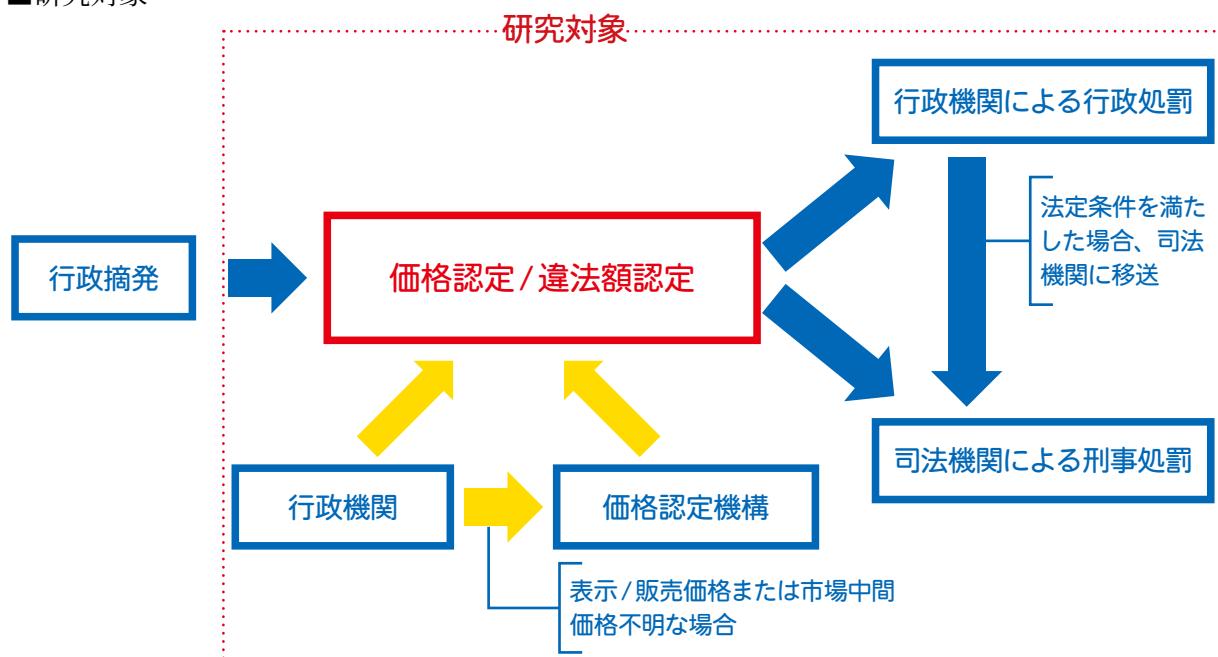
押収品の価格認定は劣悪模倣品に対する取締活動において重要な影響を有している。認定された価格は罰金の金額を確定する基準価格となるだけでなく、その違法行為が犯罪になるかどうか、ないし犯罪の情状酌量を決める重要な要素となっている。

模倣品の撲滅に向けては、再犯への抑止力がある法執行が重要と考えられ、悪質な行為に対しては、現状の法律・法規の運用/解釈の許す範囲で重罰を科す必要がある。

そこで、上海IPG自動車・自動車部品WGでは、模倣品の摘発における処罰、刑事移送の適正化を目的として、2009年から江蘇省TSBに価格認定プロセス研究会の実施を要請し、同会を重ねてきた。江蘇省における価格認定プロセス明確化すると共に、当局と権利者の共通認識醸成等を行った。

①取組の概要

■研究対象



■過去の経緯(江蘇省TSBとの価格認定プロセス研究会2009年度開催実績)

日時	参加者	概要
2009年8月17日 (第1回)	江蘇省TSB、上海IPG自動車・自動車部品WG代表数社、ジェトロ上海センター	処罰時の価格算定基準、刑事移送基準等にかかる質疑応答
2010年9月7日	江蘇省TSB、IPO、AIC、法院、検察院、公安局、物価局、自動車・自動車部品WG会員、ジェトロ上海センター	行政処罰、刑事移送の手続、基準について、各部門の運用状況等を紹介

■ 2010年度価格認定プロセス研究会

日時	参加者	概要
2010年3月4日 (第2回)	江蘇省TSB、江蘇省物価局 上海IPG自動車・自動車部品代表数社、ジェトロ上海センター	江蘇省物価局の同席を受け、2009年度に言及できなかった事項について検討(詳細は次ページ)
2010年4月27日	フォーラム2010年次総会出席者	フォーラム年次総会にあわせ、それまでの検討結果を出席者に周知

■ 検討から結果周知までの流れ



<上海IPG会員からのコメント>

江蘇省TSBとの間で価格認定プロセス研究会を実施し、価格単価の考え方から刑事移送基準、最終的な処罰決定書発行までの流れを明確化するに至ったと考えている。江蘇省TSBとの間で、重罰化の必要性・重要性について共通理解を形成できた事も1つの大きな成果である。

②第2回 江蘇省TSB－自動車・自動車部品WG価格認定プロセス研究会

2009年の第1回研究会に引き続き、2010年度には、江蘇省TSBと上海IPG自動車・自動車部品WGとの間で、以下のとおり第2回研究会が開催された。

日 時：2010年3月4日(木)

場 所：江蘇省TSB会議室

参加者(役職等省略)

【中国側】

(T S B 2名)江蘇省質量技術監督局 稽查処 科長 羅 雪明氏など

(物価局 4名)

【日本側】

本田技研工業(中国)投資有限公司 加藤秀司氏、苗妙氏

マツダ(中国)企業管理有限公司 水嶋浩治氏、鄭寧氏

豊田汽車技術中心(中国)有限公司 紀年芳氏、日產(中国)投資有限公司 呂婧氏

電裝(中国)投資有限公司 王菊氏

ジェトロ上海センター 宮原貴洋氏、王婷婷氏

内容

以下の仮想研究事例を事前に準備し、当該事例を参考に各種論点について意見交換

研究事例 1：侵害品(完成品)価格認定プロセスの研究

研究事例 2：半製品価格認定プロセスの研究

※研究対象とした主な論点

- i)押収品価格算定の基準単価の考え方
 - ・販売品と生産品との単価の考え方
 - ・表示価格が不明な場合の取扱(市場小売価格とは)
- ii)情状が重い場合とは(製品品質法第50条、第53条)
- iii)権利者から提供される情報の取扱
- iv)押収品価格に対する権利者関与の可否(押収品価格決定前)
- v)物価局への鑑定委託の要件、タイミング、依頼方法
- vi)刑法140条の“販売価格”的定義(在庫品の取扱)
- vii)押収品価格に基づく罰金額の算定方法
- viii)押収品価格に対する権利者の関与(処罰決定後)



③フォーラム2010年次総会<第二部> 知的財産権保護意見交流会

2010年度年次総会の第2部では、過去3回の研究内容について、江蘇省TSBより、以下のとおり講演し、出席者への周知がはかられた。

日 時：2010年4月27日(火)

場 所：南京金絲利喜来登酒店 (Sheraton Nanjing Kingsley Hotel & Towers)

講演テーマ：「模倣品の価額認定について」

講演者：江蘇省質量技術監督局 稽査処

副処長 張彤氏

内容：

- ・対象製品の認定価格の定義
- ・対象製品の価格認定方法
- ・価格認定に関してよく聞かれる問題点
- ・価格鑑定に関する問題



■当日の質疑応答(抜粋)

質問	回答
TSBが行った押収品の価格認定が不当と思われる場合、権利者（申立人）が省TSBに不当の理由を述べ、省TSBから当該問題について検討・回答を受けることは可能か。（権利者としては、原則行政訴訟等を行いたくないため）	行政処罰の法律によると、行政機関と処罰対象の両者のみ関係が発生するので、案件の調査と処理過程において権利者とは原則関わらない。処罰の対象が行政再議を申し立てるのが一般的。
①押収品の単価および違法金額 ②違法金額と処罰の多寡の関係について、その妥当性を担保するため、TSB内ではどのような手続が行われているか。（監督部署、確認手続等）	案件の調査と審査を分離する制度を厳格に徹底している。即ち案件の調査部門が処罰の意見案を提示し、その案が法務担当部門の審査を通過した後に、局内の案件審査会議で再度グループ審査を受けてから正式に決定される
①「完成品であって包装箱に入っていないもの」は、半製品ではなく完成品として扱うと考えてよい か（3月の意見交換では完成品との説明あり）。 ②模倣品であることが確定されたものが包装箱に入っていない場合、完成品と認定されると理解して よいか。	①認定しにくい分野である。模倣品と包装の関係は事例によって異なるであろう。 模倣品上にマークが入っていれば、原則として模倣品かつ完成品と認定する。 マークがなければ、模倣品とは認定しがたい。 ②完成品か半製品かという認定は難しい。完成品メーカーから見れば半製品であり、部品メーカーから見れば完成品との認識になるだろう。 用途と価値を具備すれば、原則として完成品とみなされる。

<p>①公示価格と販売価格が並存する場合においては、販売価格をベースに価格認定するとのコメントがあったが、模倣業者による証拠（帳簿等）の偽造も考えられる。再犯抑止、ブランド保護のためには、公示価格（高い額）も参酌し、重罰化につなげる必要もあると思うがいかがか。</p> <p>②模倣業者は、権利者にとっては悪質な者である。権利者としては、高い方（公示価格）を選ぶのが普通と考えているがいかがか。</p> <p>③模倣品の生産者と販売者が価格を表記していない場合、市場平均小売価格に基づいて価格認定を行なべきとのことだが、生産者すなわち工場で模倣品が発見された場合にも小売市場での価格により認定がなされると考えてよいか。コスト計算ではないという理解でよいか。</p>	<p>①2つの価格が同時表記された場合、模倣業者は安い方で売ることが多いので、販売価格で認定するのが実務となっている。</p> <p>②中国の司法解釈に基づく場合、不法行為の利益に対応した処罰を与えるのが妥当である。権利者からみれば、公示価格による認定が妥当かもしれないが、実務上は実際の利潤を基準に価格認定・処罰をすべき。 例えば、ある詐欺師が銅を金として売ったとしても、価格の認定は銅を売った価格に基づくこととなる。</p> <p>③そのとおりである。工場等の在庫商品も含め、いずれも市場の平均小売価格を基準に価格認定し、コスト計算による認定ではない。</p>
<p>①2004年の司法解釈12条においては、特定の場合において、「侵害を受けた商品」の市場中間価格により価格認定されることとなっている。TSBの価格認定の実務では、純正品価格の参照はなされているか。</p> <p>②12条では明確に「侵害を受けた商品」と書いてあるところ、講演の内容は、実務上は主に価格認定機関に委託して価格認定しているように感じられた。TSB実務について、こうした理解をしてよいか。</p> <p>③我々は再犯者を如何に抑止するかが重要と考えている。初犯と再犯について、両者が同じ商品・数量の事件である場合、後者に重罰を科すという実務上の運用はあるか。</p> <p>④江蘇省TSB内部に再犯認定を可能とする（役立つ）DBはあるか。</p>	<p>①実務上は純正品の価格を認定根拠とすることはあるが、純正品のみを根拠とはしない。我々は「純正品」という用語を用いず、「合法製品」という語を使い、その平均値を採用している。同じ会社のものであっても、本工場の部品と分工場の部品とでは値段が違うことを念頭に、それらの平均的な小売価格を認定している。</p> <p>②TSBは通常、市場の3社に純正品価格を問い合わせ価格認定を行なっているが、これは必ず行う措置ではない。</p> <p>③中国および江蘇省には重罰化の規定はない。重罰化には2つの意味がある。(i) 現行規定以上の罰則を科す、(ii) 既存法内で重い罰を科す。(i) はできないが(ii) はできる。(ii) を定めたものとして、例えば、浙江省・江蘇省・上海市の規定がある。</p> <p>④国家レベルのDBはない。江蘇省では年内に再犯者記録システムを構築する予定である。なお、本フォーラムの事業として2007年度以降実施しているブラックリストの提供は、役立っていることを申し添えたい。</p>

(3)-2 悪質行為への処罰徹底への取組み

生産用機械、測定機器等の分野では、真正品の中古品を改修し、正規品（新品）として販売する手口が報告されている。こうした手法は、模倣品と知りながら取引・販売をしているのみならず、明らかに消費者を欺く悪質な行為であり、厳重な処罰を科すべきものと考えられる。また、他業界と同様に、ミシン業界においても模倣業者による再犯が多数報告されており、これらも故意に違法行為を繰り返す悪質行為と考えられる。

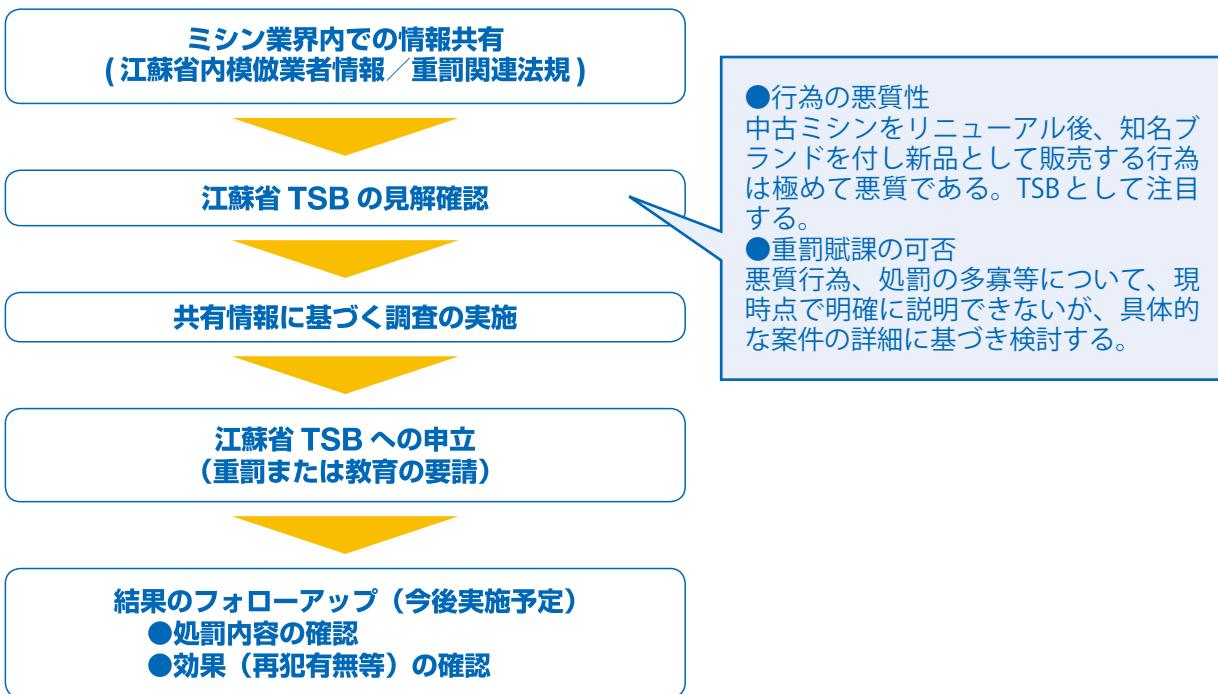
こうした背景から、ミシン業界では、「江蘇省TSB—上海IPGブランド保護連携フォーラム」2010年度活動の一環として、中古品再生産・販売行為に対する対策を開始している（継続中）。

■概要：

江蘇省における情状が軽い場合と重い場合（例えば、再犯行為、中古品を新品として販売する行為）の認定要件を整理したうえ、発生した模倣品案件の行為の性質を吟味したうえ、それぞれの性質に適した処罰・教育等を行い、再犯の防止に役立てる。特に、悪質（情状が重大）な事業者に対し、《中华人民共和国製品品質法》、《蘇・浙・滬、質量技術監督行政処罰裁量規則》に基づく重罰を科すことを目指す。

■実施期間：2010年4月～現在

■実施手順：



■現状：当初の3案件では、いずれの対象も悪質性が低いと判断され、次の結果となった。

	①常熟工場A	②常熟販売店B	③常熟販売店C
摘発で押収した模倣品	・侵害ミシン1台 ・商標印刷道具、伝票等	・侵害回転釜6点	・侵害ミシン23台 ・侵害部品20点
TSB処理結果	いずれの業者に対しても「稽査建議書」を発行し、以下の指導を継続的に実施 ・模倣の中古ミシンおよびその部品を扱わないこと ・修理する際に模倣部品を使用しないこと		
事後の確認調査結果	営業停止	模倣品の販売停止	規模は縮小したものの少量の模倣品展示を継続

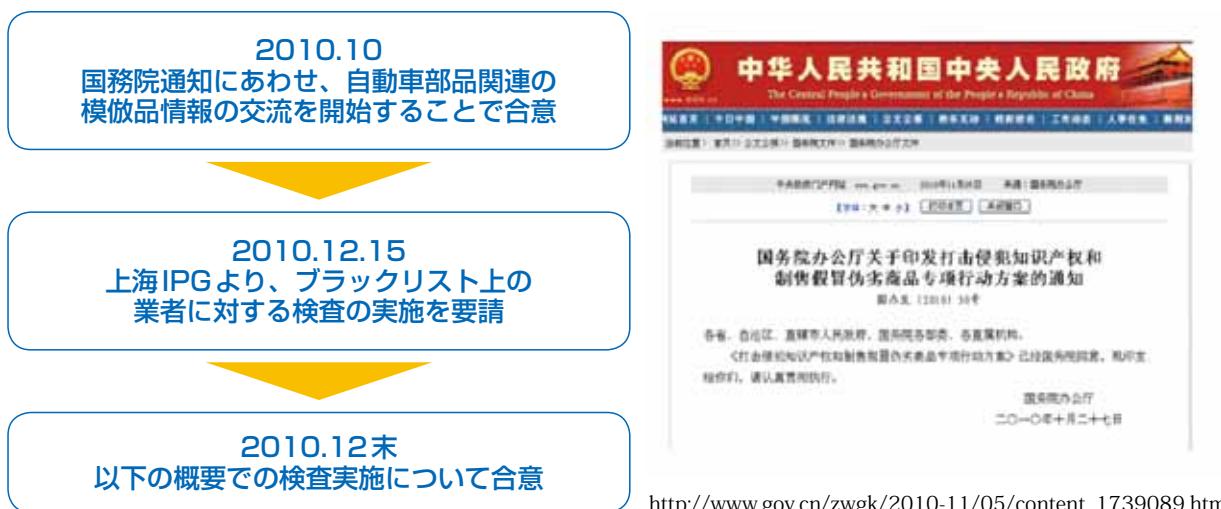
(3)-3 ブラックリストの活用

上海IPGでは、フォーラム設立後、毎年有志企業による江蘇省TSB向けブラックリストの提供を継続している。江蘇省TSBは同リストを利用し、検査の実施、金融機関への情報提供等を行ってきた。

■ 2009年度までの提出実績

提出日	提供内容	提供業界
2007年8月	過去のブラックリスト	会員企業8社 (食品、衣類、家電、事務機消耗品等)
2007年8月	2007年のブラックリスト	電器関連企業
2007年10月	過去ブラックリスト	農薬WG
2007年12月	2007年までのブラックリスト	自動車・自動車部品WG
2009年1月	2008年までのブラックリスト	自動車・自動車部品WG
2009年8月	06～08年のブラックリスト	自動車・自動車部品WG

2010年度は、自動車・自動車部品WGおよび有志の数社より、ブラックリストを提供し、前者については、2010年10月27日の国務院弁公庁による「知的財産権侵害品とニセモノ・劣等品の製造・販売行為に対する打撃専向行動方案に関する通知」配布を踏まえ、活用方法の検討が進められている。



- ◆<検査行動の概要(予定)>
- ◆時期：2011年1月上旬
- ◆対象地：江蘇省常州市
- ◆実施項目：
 - ・真贋識別セミナーの開催(検査の直前に実施)
 - ・ブラックリスト上の業者への立入検査の実施(権利者同行)

3. 理解促進、活動活性化に向けた取組み

(1) フォーラム 2010年次総会の開催

フォーラム 2010年次総会は、以下の要領にて開催された。当日は、日中両国の指導者および関連当事者にフォーラムの2009年活動が周知されるとともに、各指導者より、今後のフォーラムの発展に向けた期待感等が寄せられた。

日時：2010年4月27日(火) 13時00分～17時30分

場所：南京金絲利喜来登酒店 (Sheraton Nanjing Kingsley Hotel & Towers)

＜参加者＞

靳道強 江蘇省質量技術監督局 局長
董樂群 國家質量監督檢驗檢疫總局 執法稽查司 副司長
孫春雷 江蘇省質量技術監督局 副局長
範春光 國家質量監督檢驗檢疫總局 執法稽查司 処長
周剛 江蘇省人民政府 外事弁公室 亞洲処 処長
安徽省質量技術監督局 代表 浙江省質量技術監督局 代表
江蘇省 南京市・無錫市・徐州市・常州市・蘇州市・南通市・連雲港市・淮安市・鹽城市・揚州市・鎮江市・泰州市・宿遷市 各質量技術監督局 副局長
江蘇省 市・縣級 各質量技術監督稽查部門 (計80名程度)

市川雅一 経済産業省大臣官房審議官(製造産業局担当)
墳崎隆之 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 模倣対策専門官
垣見直彦 駐上海日本国総領事館 領事
大西康雄 日本貿易振興機構上海代表処 所長
古谷朋彦 日本貿易振興機構(ジェトロ) 在外企業支援・知的財産部長

上海IPGメンバー

味之素(中国)有限公司
NSK投資有限公司
カネボウ化粧品(中国)有限公司
ケンウッド電子貿易(上海)有限公司
コニカミノルタ(中国)投資有限公司
シャープ商貿(中国)有限公司
J T E C T (中国)投資有限公司
住友化学(上海)有限公司
重机(中国)投資有限公司
ソニー(中国)有限公司

デンソー(中国)投資有限公司
トヨタ自動車技術中心(中国)有限公司
日産(中国)投資有限公司
本田技研工業(中国)投資有限公司
牧田(中国)有限公司
マツダ中国企業管理有限公司
三菱マテリアル株式会社
理光(中国)投資有限公司
珠海理想科学工業有限公司
YKK(中国)投資有限公司

日本貿易振興機構(ジェトロ)



■スケジュール

時間	内容
13:00 ~	<p><第一部> 2010年次総会</p> <p>[司会] 江蘇省質量技術監督局 副局長 孫春雷氏</p> <p>(1) 開会挨拶 [江蘇省質量技術監督局 局長 斬道強氏] (2) 連携フォーラム2009年活動報告 [大西康雄氏] (3) 連携フォーラム2009年活動報告 [郭一誠氏] (4) 日本国政府代表講話 [市川雅一氏] (5) 中国政府代表講話 [董樂群氏]</p>
14:00 ~	<p><「ブランド保護連携覚書」調印式></p> <p>[司会] 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 上海代表処 副所長 安藤勇生氏</p> <p>[江蘇省質量技術監督局 副局長 孫春雷氏] [上海 IPG グループ長 岩間孝夫氏] [日本貿易振興機構上海代表処 所長 大西康雄氏] <消費者啓蒙ビデオ (アニメーション) 「劣悪模倣品との決別」放映></p>
14:30 ~	<p><第二部>知的財産権保護意見交流会</p> <p>[司会] 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 上海代表処 副所長 安藤勇生氏</p> <p>(1) 講演「模倣品の価額認定について」 (2) 講演「日本における知財保護手段～検査概要を中心に～」 (3) 講演「江蘇省における日系企業の知的財産権保護案件の紹介」 (4) ブランド保護連携フォーラム 2010年度計画発表 (5) 講評 / 閉会挨拶 [古谷朋彦氏]</p>

<第一部> 2010年次総会 来賓発言要旨



【開会挨拶】

[江蘇省質量技術監督局 局長 斬道強氏]

総会における「覚書」締結を通じ、以下の実現を目指す。

- ・模倣対策連携体制の確立、効率の向上、コストの削減
- ・日本の先進的な知財保護経験の交流を通じ、視野及び見識を拡大
- ・問題や事例分析を通じた、知財保護の有効性の向上。



【連携フォーラム 2009年活動報告】

[ジェトロ上海センター 所長 大西康雄氏]

2009年度の主な活動成果について以下のとおり紹介。

- ①情報ルート活用などの先進的な枠組み構築、具体的な業務連携体制の整備等により模倣品対策の能力が増大し、摘発等の具体的な成果も上げられた
- ②「劣悪模倣品との決別」という本連携フォーラムの掲げるテーマに基づき、315消費者保護イベントへの参加、消費者啓蒙ビデオの作成など、劣悪模倣品を駆逐するような社会的雰囲気を醸成する活動を実施した
- ③模倣業者への重罰化など、模倣品対策における重要テーマについて数次にわたりて意見交換を行い、法律執行における理解促進が図られた



【連携フォーラム 2009年活動報告】

[江蘇省質量技術監督局 稽査処 処長 郭一誠氏]

2010年江蘇省TSBは「提携覚書」の締結を通じ、知財保護提携を強化する。

模倣粗悪品の対策に力を尽くし、公平かつ公正な法治環境を造営し、日系・国内企業の合法的権益を守り、江蘇省経済の迅速・良好な発展のため、更なる貢献に取り組んでいく。



【日本国政府代表講話】

〔経済産業省大臣官房審議官(製造産業局担当) 市川雅一氏〕

世界的な不況の中で唯一堅調な成長を続ける中国は、世界経済の牽引役の一翼を担う存在で、知的財産権が確実に保護される健全な市場経済の実現と、全世界の消費者保護の観点から、「劣悪模倣品との決別」は確実に達成されなければならない課題である。昨年は中日政府間で知的財産権保護に関して4つの覚書が交換されるなど政府間交流が強化されているが、「連携フォーラム」のような地方レベルの取り組みが重要であり、日本政府・産業界も大いに注目し、期待している。



【中国政府代表講話】

〔国家質量監督検驗検疫総局 執法司 副司長 董樂群氏〕

我々は提携を通じ、発展の過程に存在する各種問題を解決し、障害を克服していくことができる。知財領域においてもまた不斷の提携強化が必要であり、共に知財保護レベルの向上を果たし、技術交流及び伝達を促進し、日中経済貿易関係の穏やかな発展に貢献する。

2010年は我国のWIPO(世界知的所有権機関)加入30周年であり、『国家知的財産権戦略綱要』の実施においても重要な年である。江蘇省で始まったこの連携フォーラムは、知的財産権保護意識の高揚に役立ち、既に大きな成果を収めている

<第二部> 知的財産権保護意見交換会

年次総会<第二部>では、知的財産権保護に関する諸問題について講演が行われ、活発な質疑応答が交わされた。

①「模倣品の価格認定について」

江蘇省質量技術監督局稽査処 張副処長より、押収した模倣品の価格算定に関して法律解釈および江蘇省質監局の運用について紹介された。参加した日系企業からは、可能な限り高額に認定し犯罪者に重罰を科す運用を求めるなど、活発な質疑応答が交わされた。

②「日本における知財保護手段～検査概要を中心に～」

経済産業省製造産業局古崎専門官より、警察や検察による模倣行為に対する検査方法や手続きなど、日本における知的財産権保護の手段について具体的に紹介された。

③「江蘇省における日系企業の知的財産権保護案件の紹介」

YKK社およびJUKI社より、各社の中国における模倣品被害の状況や、江蘇省における模倣品摘発事例等が紹介された。

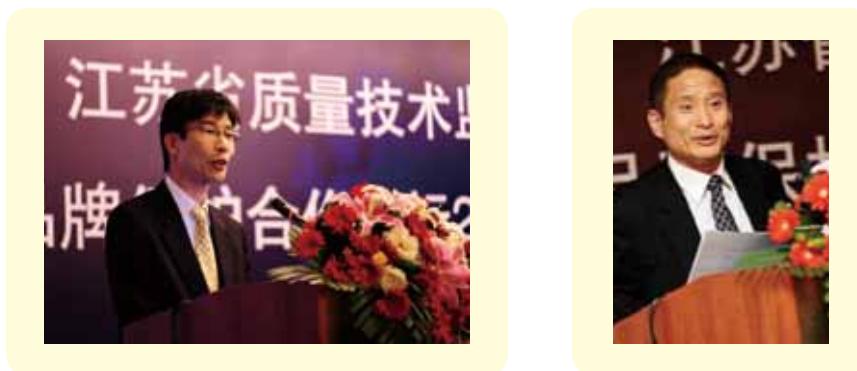


④ブランド保護連携フォーラム 2010年度計画発表

⑤総会の意義(総括)

日本貿易振興機構(ジェトロ)在外企業支援・知的財産部長古谷朋彦氏より、今次総会の意義について以下の3点が挙げられた。

- (1)知的財産権保護活動における法律の運用について理解の共有化が図られた。
- (2)中日相互の情報交流が図られた。
- (3)江蘇省における知的財産権保護の成果が共有された。



(2)中国知的財産権保護シンポジウムの開催

江蘇省・広東省TSBの日本視察にあわせ、東京にて「中国知的財産権保護シンポジウム」を開催した。シンポジウムの場では、日系企業（参加者約200名）に対し、フォーラムの従来成果の普及や今後の活動予定の紹介等がなされた。

日 時：2010年3月9日(火) 14時00分～17時00分

場 所：日本貿易振興機構内

当日議事

- ①開会挨拶：経済産業省 模倣品対策・通商室長 三橋敏宏氏
- ②江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム紹介ビデオ放映
- ③講演
 - i)江蘇省TSB 稽査処 助理調研員 吳育東氏
 - ii)広東省TSB 稽査局局長 湯武氏
 - iii)トヨタ自動車株式会社 知的財産部コーポレート知財渉外室 主査 加茂廣氏
- ④質疑応答
- ⑤閉会挨拶

会場の模様



会場の模様



■江蘇省TSBからの講演内容

[演題] 江蘇省質量技術監督局における知的財産権保護の取り組み及び上海IPGとの協力について
[内容]

- ①質量技術監督機関の主な職責(機能、根拠法等)
- ②江蘇省質量技術監督局の知的財産保護業務展開状況
 - 違法案件の取り締まり事例・手続、公安への移送、自由裁量権行使に関する問題、取締プロジェクト等
- ③上海IPG/日本貿易振興機構との連携

■江蘇省TSBの講演で言及された連携の具体的な内容

- ①フォーラム設立の背景・趣旨紹介
- ②設立後の協力内容の紹介

- 日系企業と江蘇省質量技術監督局の間で情報ネットワークを構築し、摘発・クレームの「グリーン通路」を開通し、模造品・劣悪商品取締の対応能力を高めた。従来の通報窓口等を通じた場合に比べ、迅速かつ効果的に模倣業者に打撃を加える一方、鑑定作業の効率化等により企業の模倣品取締りコストの削減を実現できると考えている。
- 知的財産権保護への研究を展開し、関連ケースについて検討を行い、模造品・劣悪商品の識別トレーニングを実施し、知的財産権保護の有効性を向上させた。
- 共同で模造品・劣悪商品取り締まりの新しい協力モデルを作り、取締の強度を高めた（「ブラックリスト」、「上海IPGメンバーの権利侵害情報」の提供等）
- 知的財産権保護の宣伝を行い、企業と消費者のブランド保護意識を高め、知的財産権保護の社会的雰囲気づくりを図った

（3）日本国経済産業省、日本貿易振興機構訪問

江蘇省・広東省TSBの日本視察においては、「中国知的財産権保護シンポジウム」に加え、経済産業省、日本貿易振興機構との交流を実施し、フォーラムの従来の成果にかかる成果の検証、以後の活動推進等について意見が交わされた。

—経済産業省訪問—

日 時：2010年3月9日(火) 10時00分～11時30分

場 所：日本国経済産業省

経済産業省製造産業局長表敬

[応対者]

経済産業省製造産業局長 平工奉文氏

経済産業省製造産業局 次長 永塚誠一氏

[交流内容]

- (1)日本国経済産業省製造産業局長 平氏より、招聘者への挨拶
- (2)江蘇省質量技術監督局 助理調査員呉育東氏より、次の点について発言
 - ①経済産業省・ジェトロからの招聘・アレンジへの謝意表明
 - ②江蘇・広東省の業務紹介(IPG・ジェトロとの協力等)

意見交換(概要)

[応対者]

経済産業省模倣品対策・通商室長 三橋敏宏氏、同室長補佐 守田伴弘氏

同製造産業専門官 墳崎隆之氏、同製造産業専門官 塩澤正和氏

同総括係長 小島新太郎氏、上田智子氏

[内容]

- ①三橋室長より、中国における日本企業の知的財産権侵害状況を説明
- ②質疑応答(概要は下表のとおり)

■質疑応答の内容(抜粋)

経済産業省からの質問	江蘇省TSB回答
行政罰を受けた者の再犯行為に対し、現場では具体的にどのように対応しているか。特に、①再犯であることの判断基準、判断された者の数量、②逃亡者の扱い、③再犯者への重罰事例	<p>捜査や罰則適用においては、例えば、侵害者の主観的悪意、違法の情状、違法金額、違法行為の結果などを考慮する。再犯問題では、主に、主觀性、情状を再犯の判断基準として考えている。故意の不法行為について、3つの方面で罰則を重くしようと考えている。①自由裁量権の行使範囲における重罰、②刑事移送の判断基準とすること、③営業許可取り上げへの考慮である。</p> <p>中国法では「再犯」の定義はないが、我々は、同じ違法行為を繰り返すことと認識している。再犯認定は、書面による証拠で判断する必要があると考えている。TSBでは企業の信用記録共有システムを立ち上げている。企業の基本状況、銀行融資履歴、処罰履歴などを含んでいる。現在行政処理の結果はすべて登録している。案件処理時には、企業の名前でシステムを検索し、処理対象者が以前違法行為をしたかを確認することとしている。一方、従来は、権利者より、再犯であることの確認にかかる申し立てを受けたことはない。ただし、電話ないし書面の申し立てで、繰り返し犯罪に言及されたものもあった。</p> <p>処罰後の状況として、容疑者が他地域へ逃亡することもあるが、実際には極めて少ない。多いのは①企業名の変更、②営業許可取消を受けた者による他人の名義借りである。逃走する者の多くは、個人経営など小さな企業の事業主か、社会的影響の大きい案件(偽酒など)の容疑者である。</p>
<p>①江蘇省での情報システムについて (i) 開始時期、(ii) 運用状況、(iii) システムの範囲(例えば広東省TSBもアクセスできるか)を教えて欲しい ②処罰の徹底について 我々は逃亡者の逃げ得を懸念している。また地域をまたぐ再犯案件では、1件目の処罰が確定され、かつ省間の情報共有がなされなければ再犯認定できない。この点について、対応方針があれば提示してほしい</p>	<p>江蘇省の情報システムは、経済情報委員会が構築中である(入力作業中であり、銀行、税関は入力を終えたと聞いている)。現在、一部のデータは出力可能となっている。システムは他地域とはつながっていない。中国全国でアクセスできるシステムは、公安の交通ルール違反確認システムのみであろう。</p>

①江蘇省での情報システムについて
(i) 開始時期、(ii) 運用状況、(iii) システムの範囲（例えば広東省TSBもアクセスできるか）を教えて欲しい
②処罰の徹底について
我々は逃亡者の逃げ得を懸念している。また地域をまたぐ再犯案件では、1件目の処罰が確定され、かつ省間の情報共有がなされなければ再犯認定できない。この点について、対応方針があれば提示してほしい

江蘇省の情報システムは、経済情報委員会が構築中である（入力作業中であり、銀行、税関は入力を終えたと聞いている）。現在、一部のデータは出力可能となっている。システムは他地域とはつながっていない。中国全国でアクセスできるシステムは、公安の交通ルール違反確認システムのみであろう。

会議出席者



記念品の贈呈



—日本貿易振興機構訪問—

日 時：2010年3月8日(月) 17時30分～ 18時30分

場 所：日本貿易振興機構内

応対者：

日本貿易振興機構 理事 柳田武三氏

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 部長福良俊郎氏

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課課長 吉村佐知子氏

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課課長代理 細谷修司氏

意見交換(概要)

[日本貿易振興機構発言要旨]

- IPG会員の日系企業216社は、江蘇省・広東省TSBによる知的財産権保護活動の積極性、効果、社会への影響を評価し、感謝の意を持って感謝式典に招待した。今後、知財保護は中国企業にとっても重要であるので、我々も共同して活動したい。
- 2008年に上海IPGと江蘇省TSBがブランド保護フォーラムを設置し、進出日系企業との協力により、中国でのIP保護の先端モデルとして扱われている。中国の取締り機関と直接交流ができるという点で非常に注目を集めており、広東、山東、浙江にも広がっている。日中両国にとって良い制度である。

[江蘇省TSB発言要旨]

- 保護の対象となる企業は膨大にあるので、中国に投資する企業は、どんな企業が、どのような製品を扱い、どこに分布しているか、ジェトロがリストにして欲しい。その内容に焦点を合わせたサービスが可能
- TSBは商標、原産地偽装、製品品質に注目している。特に有名ブランドの取締りを重視する必要がある。国際的に影響が強いので、更にプラスアルファで考えたい

集合写真



会議の様子



4. 影響力の拡大に向けた取組み

(1) 四川省TSBとの交流

上海IPGでは、これまでの各地TSBとの交流に引き続き、2010年度には、四川省TSBとの交流を深めた。具体的には、真贋識別セミナーの開催(2回)および検査活動を実施することにより、相互の情報共有、課題意識の共有等に努めた。

—成都市での真贋識別セミナー開催—

日時：2010年1月28日

場所：四川省成都市銀河王朝大酒店

開催趣旨

四川省質量技術監督部門の法執行員に対し、日系企業の製品概要、模倣品の流通概要、真贋識別ポイントなどを説明することにより、両者間の情報共有をはかり、同局における模倣品取締り効果を高める。

※昨年度の上海IPGアンケートでは、四川省は日系企業の知的財産権保護の重要地域の1つとされている。

【セミナー名称および主催】

名称：「上海IPG-四川省TSB向け真贋識別セミナー」

主催：四川省質量技術監督局、上海IPG、日本貿易振興機構

【TSB側参加者】

四川省質量技術監督局 副局長 雷動楚氏

四川省質量技術監督局 稽查処処長 趙宏偉氏

その他 各県市の担当者等 約90名

【上海IPG参加者(企業名 50音順)】

会社名	役職	氏名
エプソン(中国)有限公司	法務知識産権部	孫 剣宇
K Y B株式会社 凱途必貿易(上海)有限公司	知識産権部	張 燕
ケンウッド電子貿易(上海)有限公司 北京事務所	知識産権部 主管	ハリス
シャープ商貿(中国)有限公司	知識産権管理部 課長 知識産権管理部	宮腰 佳代子 郭 喆
旗牌(常州)文具制造有限公司 上海分公司	銷售マネージャー	李 鵬飛
ソニー(中国)有限公司	知識産権部 模倣品対策室	耿 麗娟
デンソー(中国)投資有限公司 上海技術中心	知識産権部 担当	王 菊
トヨタ自動車技術中心(中国)有限公司	知識産権 部長	竹市博美
	知識産権担当	紀年芳
日産(中国)投資有限公司	知識産権 総監	鍾分 敏之
	知識産権部	呂 婧
日本農業株式会社	代理店 四川省代表	楊 立松
松下電器(中国)有限公司	ブランド保護専員	梁 熉
プラザー(中国)商業有限公司 北京事務所	経営企画部 市場G	周 佳麗

＜事務局＞

日本貿易振興機構上海代表処 副所長 安藤勇生
同知識産権部 部長 宮原貴洋、知識産権部 王遠婷
以上 発表12社、18名(事務局含む)

【全体日程】

時間	内容
14:30～15:00	双方代表挨拶・四川省TSB 副局長 雷動楚 氏・ 日本貿易振興機構 上海代表処 副所長 安藤勇生 氏
15:00～16:25	日本企業によるプレゼンI (講演時間: 12分/1社) エプソン(中国)有限公司 K Y B 株式会社 ケンウッド電子貿易(上海)貿易有限公司 シャープ商貿(中国)有限公司 旗牌(常州)文具製造有限公司上海分公司 ソニー (中国)有限公司 電装(中国)投資有限公司
16:25～16:50	コーヒーブレーク/展示品説明
16:50～18:00	日本企業によるプレゼンII トヨタ自動車技術中心(中国)有限公司 日産(中国)投資有限公司 日本農薬株式会社 松下電器(中国)有限公司 プラザー (中国)商業有限公司
18:00～18:15 18:15～18:20	質疑応答及び意見交流 閉会挨拶

【開催概要】

四川省TSB参加者は、終始熱心に講演を聴講していた。休憩中、各企業の真贋識別パネルも熱心に読み、実際に模倣品を手にして真贋鑑定手段の説明を受ける人も多かった。参加者からは“このようなセミナーをもっと多く開催して、最前線の執法者を対象にして開催してほしい”などの声が寄せられた。

セミナーの終了時には、参加者(TSB人員)向けに、セミナーの必要性等にかかるアンケートを実施した。アンケート集計結果は以下の通り。

■セミナー実施に関するアンケート集計結果

①今回のセミナーに関する全体評価	満足 71%	やや満足 29%
②企業の紹介内容に関する全体評価	満足 49%	やや満足 49%
③今後、このようなセミナーを開催する必要性について	必要 97%	不必要 0%
④真贋識別展示エリアに関する評価	満足 61%	やや満足 34%
主なコメント		
①より多く真贋識別の関連知識を理解且つ把握できる ②仕事に役に立つ、消費者及び権益者にもメリットがある。但し、時間が短くて、説明が不足の感もある。 ③展示品の種類はもっと多くしてほしい ④真贋識別手段の紹介内容はもっと詳しくて、細かくしてほしい		

雷副局長 安藤副所長 発言



セミナーの模様



—宜賓市での真贋識別セミナー開催、検査活動の実施—

日時：2010年6月30日

場所：四川省宜賓翠屏山庄大会議室(セミナーホール)

開催主旨

四川省は農業の重要な地域であるところ、成都セミナー開催時には、四川省TSBと日系農薬企業の間で、農薬関連のTSB向け真贋識別セミナー開催について議論がなされた。四川省/宜賓周辺は、農薬の流通地としても重要であることから、同市TSB職員に対して日系農薬企業の製品および権利、模倣品の状況などを説明するとともに、権利者/TSB共同で摘発に臨み、活動を通じて相互の交流を深めることにより、模倣品対策を強化し、これらの案件処理を円滑化することを目的として、本活動を実施した。

①真贗識別セミナーの概要

【セミナー名称および主催】

名称：「上海IPG－四川省／宜賓周辺TSB向け真贗識別セミナー」

主催：四川省質量技術監督局、日本貿易振興機構上海代表処

【TSB側参加者】

四川省質量技術監督局党组成員、副局長 雷動楚氏、

四川省質量技術監督局稽查總隊總隊長 趙宏偉氏

宜賓市質量技術監督局 局長 孫 践氏

四川省質量技術監督局稽查總隊、自貢質量技術監督局稽查分局

泸州質量技術監督局稽查分局、内江質量技術監督局稽查分局

宜賓質量技術監督局稽查支隊 計60名

【上海IPG参加者(企業名50音順)】

企業名	氏名
日曹達貿易（上海）有限公司	荒井良昌
	李磊
	余漢元
住友化学（上海）有限公司	徐玲
	張忠俊
日本農薬株式会社上海代表処	杜志偉
日本貿易振興機構上海代表処	宮原貴洋
	尹世花

セミナーの模様



②検査活動の概要

セミナーに参加したTSB人員(約20名)と日系企業とが4組に分かれ、宜賓市内の農薬卸売市場4か所に検査を実施した。

検査対象の8店舗では、農薬模倣品は発見されなかった。TSB人員からは、各店舗の経営者に対して、今後も模倣品を扱わないよう指導がなされた。

市場検査の様子



(2) 江西省TSB訪問

日時：2010年10月18日(月)

場所：江西省質量技術監督局

訪問主旨

上海IPGでは、従来から、中国沿岸地域、特に華東地域の行政当局との交流を深めてきたが、内陸への日系企業の投資促進に伴い、近年では、内陸での知的財産権保護促進の必要性について言及のなされる機会が増加している。

そこで、江蘇省TSBを始めとする各地TSBとの交流実績を紹介し、以後の交流の礎を構築することを目的として、上海IPG運営幹事および事務局が江西省TSBを訪問した。なお、江西省TSBとの交流は、江蘇省TSBによる仲介を経て開始された。

【参加者】

江西省TSB：

江西省質量技術監督稽查総隊 副総隊長
喻 何雲氏

同総隊 督查四支隊 支隊長 肖輝氏

同総隊 督查二支隊 支隊長 張俊華氏

同総隊 督查五支隊 支隊長 王氏

会議の模様



上海IPG：

運営幹事(重機(中国)有限公司 知的財産部 部長)福永大介氏

重機(中国)有限公司 知的財産部部長 唐思維氏

日本貿易振興機構上海センター 知的財産部 部長 宮原貴洋氏

日本貿易振興機構上海センター 知的財産部 部長助理 尹世花氏

【会議内容】

江西省質量技術監督局検査総隊、支隊との間で、次の点につき交流した。

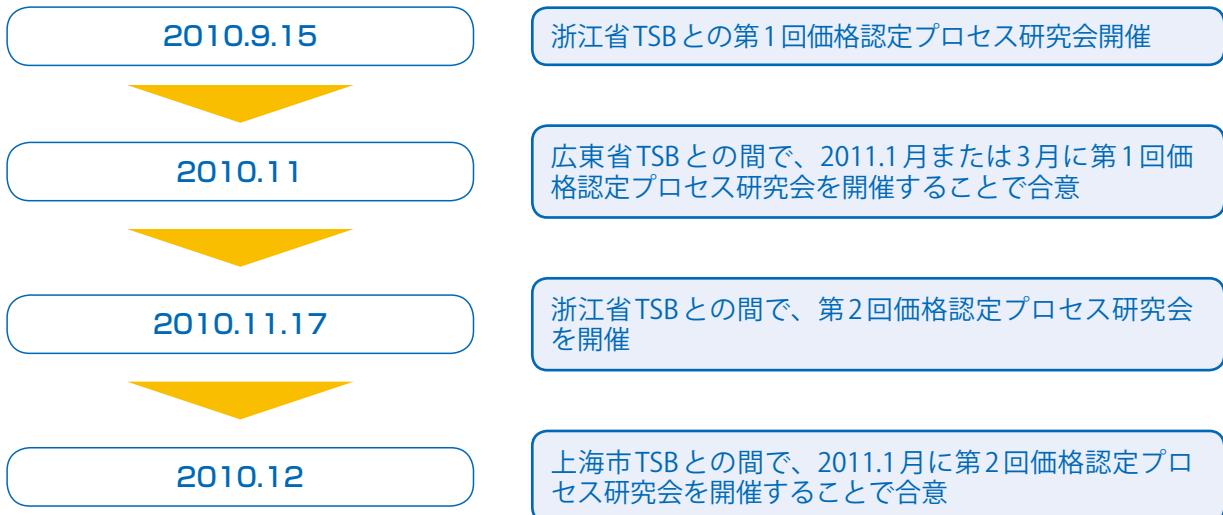
- (1)上海IPGより組織紹介、知的財産権ポケットブックの提供・活用手段説明
- (2)真贋識別セミナーの開催(原則合意)
- (3)質量技術監督局より、日系企業向け要望事項の提示
- (4)上海IPGとの継続交流の確認

(3)価格認定プロセス研究会の地域拡大

本章2.(3)で紹介されているとおり、上海IPG自動車・自動車部品WGでは、江蘇省TSBとの間で、継続的に模倣品の価格認定プロセスに関する研究会を開催し、実務上のポイント把握や当事者間の共通理解形成に役立ててきた。

2010年度は、フォーラム年次総会において、江蘇省での研究会の成果を周知したことを踏まえ、同WGでは同研究会の他地域への展開を開始した。

①各地関連部門への展開状況



②浙江省TSBとの価格認定プロセス研究会

(第1回)日時：2010年9月15日(水) 15:00～16:40

場所：日本貿易振興機構上海センター大会議室

(第2回)日時：2010年11月18日(木) 9:00～11:00

場所：日本貿易振興機構上海センター大会議室

第1回 開催趣旨

上海IPG自動車・自動車部品WGでは、模倣品の行政摘発における処罰、刑事移送の適正化を目的として、その根拠となる案件価値(押収品および既存取引額)の価格認定プロセスに関し、2009年度に、江蘇省政府部門との研究会を重ね、当該プロセスの明確化、当局と権利者との共通認識形成等に努めた。

2010年度は、上海IPGとの交流が深く、経済面でも先進的な浙江省、広東省内の関連政府部門と同様の研究会を開催し、当該地域における価格認定プロセスの明確化と共に、各省での解釈・運用の違い等について検証し、当局と権利者との更なる共通認識形成を推進する。

第2回 開催趣旨

- 第1回研究会の結果を踏まえ、増加傾向にある自動車部品の模倣品への対応として、重罰化
- もしくは刑事移送を適正に行い、模倣行為を抑止できるよう、更に研究作業を進める。

第1回	第2回
浙江省嘉興市質量技術監督局副支隊長楊輝氏 嘉善県質量技術監督局 副局長 陳繼彪氏 浙江省價格認証中心 主任 王偉平氏 上海自動車・自動車部品WG会員	浙江省質量技術監督局稽查総隊科長龔飈氏 浙江省質量技術監督局稽查総隊科長陸海斌氏 浙江省嘉興市質量技術監督局副支隊長楊輝氏 上海自動車・自動車部品WG会員

【主な論点】※江蘇省TSBの際と同様

- 商品価値価格算定の基準単価の考え方
 - 販売品と生産品との単価の考え方
 - 表示価格が不明な場合の取扱(市場小売価格とは)
- 情状が重い場合とは(製品品質法第50条、第53条)
- 権利者から提供される情報の取扱
- 商品価値価格に対する権利者の関与(商品価値価格決定前)
- 物価局への依頼タイミング、依頼方法
- 刑法140条の“販売価格”的定義(在庫品の取扱)
- 商品価値価格に基づく罰金額の算定方法
- 商品価値価格に対する権利者の関与(処罰決定後)

<上海IPG会員からのコメント>

各当局(江蘇省、浙江省)との間で価格認定プロセス研究会を実施し、目標に掲げていた再犯抑止のための重罰化(刑事移送)に向けた取組みの初期段階は完了でき、今後の戦略を練るまでの基礎を築く事ができた。

今後は研究会で得た成果をIIPPF等の団体で活用する事で、一段上のステージでの問題提起および改善要求に繋げていき、中国当局に対して重罰化の重要性・必要性の周知徹底を継続していきたい。

第3章

フォーラム枠組での案件事例

1. ミシン業界プロジェクト案件

プロジェクトの背景

生産用機械、測定機器などの分野では、中古品を改修し、正規品（新品）として販売する手口が報告されている。こうした手法のうち、特に中古品が模倣品である場合には、模倣品と知りながら取引・販売をしていることに加え、消費者を欺く悪質な行為であり、厳重な処罰を科すべきものと考えられる。また、他業界と同様にミシン業界においても再犯行為が生じている。

このような背景から、ミシン業界では、「江蘇省TSB－上海IPGブランド保護提携フォーラム」2010年度の活動の一環として、中古品を再生産し、新品として販売するものなど悪質と考えられる行為に対し、《蘇・浙・滬、質量技術監督行政処罰裁量規則》に基き、重罰を科すことを目的とするプロジェクトを企画し、江蘇省TSBの協力のもと、活動を継続している。

プロジェクトの目的

1. 権利者の法律法規への理解を深め、有効利用を促進する
2. 地方規定（重罰規定）を積極活用し、以後の運用を促進する。
3. 地方規定の運用を通じ、悪質な模倣業者への打撃を強化し、再犯を抑止する。

本プロジェクト案件のうち、既に処理内容のほぼ決まった小規模案件を以下に紹介する。

《案件①》

摘発日：2010年8月16日（日）

場所：常熟市三塘村

管轄TSB：常熟市TSB稽査大隊

《案件概要》

- (1) 販売業者の倉庫にて日系A社中古ミシン約100台、日系B社中古ミシン約50台を発見。
- (2) 現場でのA社知財担当者の鑑定後、偽物疑義中古ミシンを23台選出。さらにA社ロゴが入ったプラスチックの部品20点を発見。

《摘発（押収）物》

押収品	数量
日系A社ミシン	23台
日系A社プラスチック部品	20点

《結果》

- (1) A社中古ミシン23台：現場封緘措置
- (2) プラスチック部品：TSBにより押収

《処罰と理由》

罰金なし（押収および指導のみ）

TSBによる調査の結果、本倉庫の中古品は模倣品と知り、購入されたとは判定し難く、新品としての販売は行われていなかったため。

中古ミシン



検査現場



《案件②》

摘発日：2010年8月16日(日) 場所：常熟市三塘村
管轄TSB：常熟市TSB稽査大隊

《案件概要》

販売店とその倉庫において、以下の模倣疑義品を発見。

- ①日系A社ミシンヘッド(中古)・・・29台
- ②日系B社ミシンヘッド(中古)・・・3台
- ③日系A社回転釜・・・6点

現場での店舗責任者からの事情説明：「所持品は、現地のミシン販売修理店を対象とした競売で競り落としたものである。当該競売は、地元の縫製協会が各縫製工場から中古ミシンを集め実施された。我々は修理後、工場への販売やリースを行っている」

市TSB羅氏：常熟にはこのようなミシン屋が多くあり、慎重に進めるべき。

《処罰と理由》

罰金なし(押収および指導のみ)

：日系企業の鑑定の結果、発見された疑義ミシンは模倣品と確定できず、確定できた回転釜6点の価値は120元と低額であったため。



《案件③》

摘発日：2010年8月16日(日)
管轄TSB：常熟市TSB稽査大隊

場所：常熟市辛庄鎮新南村

《案件概要》

- (1) 工場にて中古品ミシン約75台発見。その多くは日系A社、日系B社、他ブランドC、他ブランドDのものであった。また、各種銘板約200枚も発見され、A社型番の銘板約50枚が含まれていた。
- (2) 発見された中古ミシンには次の2種が存在していた。
- ヘッド部分は真正品の中古品で、所々ペンキを塗り直しており、ベッド部分は非オリジナルの新品(A社の刻印無し)。(ヘッド全体をペンキで塗り直していないのは、売る際に「真正品」であることを強調するためと考えられる)
 - ヘッドは元々偽物で、全体のペンキを塗り直しており、ベッドは非オリジナルの新品(A社の刻印無し)。

TSBは、シルクスクリーン原版と銘板は押収可能だが、ミシンの押収は不可と判断し、ミシンのサンプル採取(1台)を行った。

現場のミシン

《摘発(押収)物》

押収品	数量
1. 伝票	70枚
2. シルクスクリーン原版	5枚
3. 各種銘板	約200枚
4. A社中古ミシン	1台



《処罰と理由》

罰金なし(押収および指導のみ)

∴対象工場では、発注に基づき修理をしており、ミシンの取引を行っていないため。

事後確認結果

- 今回の摘発では、TSBが知識産権局の協力を得てミシン業者への教育を実施するなど、比較的情状の軽い模倣行為に対する抑止策が講じられた。
- 確認調査の結果、3業者のうち2業者は完全に模倣品の製造・販売を停止していた。残り1業者は模倣品の取り扱い規模を縮小したものの、未だ継続している模様であるため、重罰を念頭に今後の対策を検討する予定。

2. 農薬業界による案件

■ 案件背景

権利者（企業）が模倣品対策を実施する場合、小規模な案件に対し、詳細な実態調査、証拠収集を行う費用や取締当局への申立仲介費用をエージェントに支払うことは難しい場合が多い。このため、上記のとおり、江蘇省TSBと上海IPGは、従来の信頼関係に基づき「ブランド保護連携覚書」を締結し、直接かつ簡易形式の情報提供ルート確立し、当事者の権利・義務の明確化をはかった。

農薬WGでは、本覚書に定められた申立フォーマット・スキームを用い、江蘇省TSBへの情報提供（申立）を多数実施した。ここでは、9月に徐州市で処理された3つ案件について概要を紹介する。

《案件①》

摘要日：2010年9月 場所：徐州市食品城維維市場
管轄TSB：徐州市TSB稽査支隊

《案件概要》

- (1) 2010年8月、上海IPGの農薬企業が、上記市場において同社製品の模倣品（農薬40缶）を扱っている店舗を発見した。
- (2) 同社は覚書フォーマットに基づき、江蘇省TSBの摘要を要請した。徐州市TSBは省TSBからの対応指示を受け、侵害店舗に対して検査を行い、侵害品を突き止め処理を行った。

《案件②》

摘要日：2010年9月 場所：徐州市食品城維維市場
管轄TSB：徐州市TSB稽査支隊

《案件概要》

- (1) 2010年8月、上海IPGの農薬企業が、上記市場において同社製品の模倣品（20袋）を扱っている店舗を発見した。
- (2) 同社は覚書フォーマットに基づき、江蘇省TSBの摘要を要請した。徐州市TSBは省TSBからの対応指示を受け、権利者が提供した住所に到着したが、侵害者は既に引越し、行方不明となっていた。

《案件③》

摘要日：2010年9月 場所：徐州市豊県農資市場
管轄TSB：徐州市豊県TSB

《案件概要》

- (1) 2010年8月、上海IPGの農薬企業が、上記市場において同社製品の模倣品（20箱）を扱っている店舗を発見した。
- (2) 同社は覚書フォーマットに基づいて、江蘇省TSBの摘要を要請した。徐州市TSBは省TSBからの対応指示を受け、豊県TSBに市場検査を指示した。
- (3) 豊県TSB権利者が提供した店舗に到着し、検査を実施したが、侵害品は発見できなかった。

徐州市TSBから江蘇省TSBへの調査結果報告書の画像



徐州市豊県TSBから江蘇省TSBへの調査結果報告書の画像



案件対応の模様

- 江蘇省・徐州市いずれのTSB職員も申立書フォーマットの受領後、迅速に出動し、精力的に摘発に取り組んだ。結果的に模倣品が発見されなかったケースもあるが、当初目的である手続の簡易化や低コスト化は達成された。

3. ブラックリストの活用

上海IPGでは、前年度に引き続き会員企業より、江蘇省TSBにブラックリストを提供し、監視強化を求める活動を継続している。リストのフォーマットは以下のとおり。なお、2010年は4月に締結された覚書に基き、申立フォーマットにブラックリストを添付する形式で情報を提供した。

目的

- 江蘇省内部における再犯者情報の共有
- 掲載業者を優先的な検査対象として検討
- 企業の信用管理にかかる側面で活用

→ **再犯の抑止**

被掲載業者リスト(ブラックリスト)用フォーマット

①「反反復犯」(過去被掲載2回以上)と「一次復犯」(過去被掲載1回のみ)について、TSB掲載によるものと、それ以外に分け、それぞれのシートにご記入ください。
全て中国語にてご記入ください。

(記入例)

反復侵权企业名单 (TSB)

案件 件数	企业名称	类型	反复侵权 次数	被掲載年月日	品牌	产品品目	数量	违法企业 (涉嫌犯对本规定有 上违法行为的其他企 业名称/人姓名)	违法行 为	违法年月日	处罚内容	是否台 湾企业	是否列 黑名单	处罚机关	违法行 为次数
1	制造商	镇江市〇〇有限公司	第一点	2008-3-1	进口	衬衫	200	(涉嫌犯对本规定有 上违法行为的其他企 业名称/人姓名)	未纳税	2008-03-01	未纳税	否	否	镇江市质量技术监督局	
				2008-12-1	进口	衬衫	200								
				2009-3-1	进口	衬衫	200								

反復侵权企业名单 (TSB以外)

案件 件数	企业名称	类型	反复侵权 次数	被掲載年月日	品牌	产品品目	数量	违法企业 (涉嫌犯对本规定有 上违法行为的其他企 业名称/人姓名)	违法行 为	违法年月日	处罚内容	是否台 湾企业	是否列 黑名单	处罚机关	违法行 为次数
1	制造商	镇江市〇〇有限公司	第一点	2008-3-1	进口	衬衫	200	(涉嫌犯对本规定有 上违法行为的其他企 业名称/人姓名)	未纳税	2008-03-01	未纳税	否	否	镇江市工商局	
				2008-12-1	进口	衬衫	200								
				2009-3-1	进口	衬衫	200								

一次侵权企业名单 (TSB)

1	零售商	南京〇〇有限公司	南京〇〇有限公司	-	2008-04-21	进口	电视机	30	20,000元	未纳税	2008-04-20	经营小修正 经营行为 经营额20,000元	否	否	南京市质量技术监督局	
---	-----	----------	----------	---	------------	----	-----	----	---------	-----	------------	-----------------------------	---	---	------------	--

一次侵权企业名单 (TSB以外)

1	零售商	南京〇〇有限公司	南京〇〇有限公司	-	2008-04-21	进口	电视机	30	20,000元	未纳税	2008-04-20	经营小修正 经营行为 经营额20,000元	否	否	南京市工商局	
---	-----	----------	----------	---	------------	----	-----	----	---------	-----	------------	-----------------------------	---	---	--------	--

2月：会員企業3社(衣類、機械、事務機消耗品)より江蘇省TSBに過去のブラックリストを提供

3月：自動車・自動車部品WGメンバーより江蘇省TSBに2009年までのブラックリストを再提供

12月：自動車WGメンバーより2009年～2010年10月ブラックリストを江蘇省TSBに提供

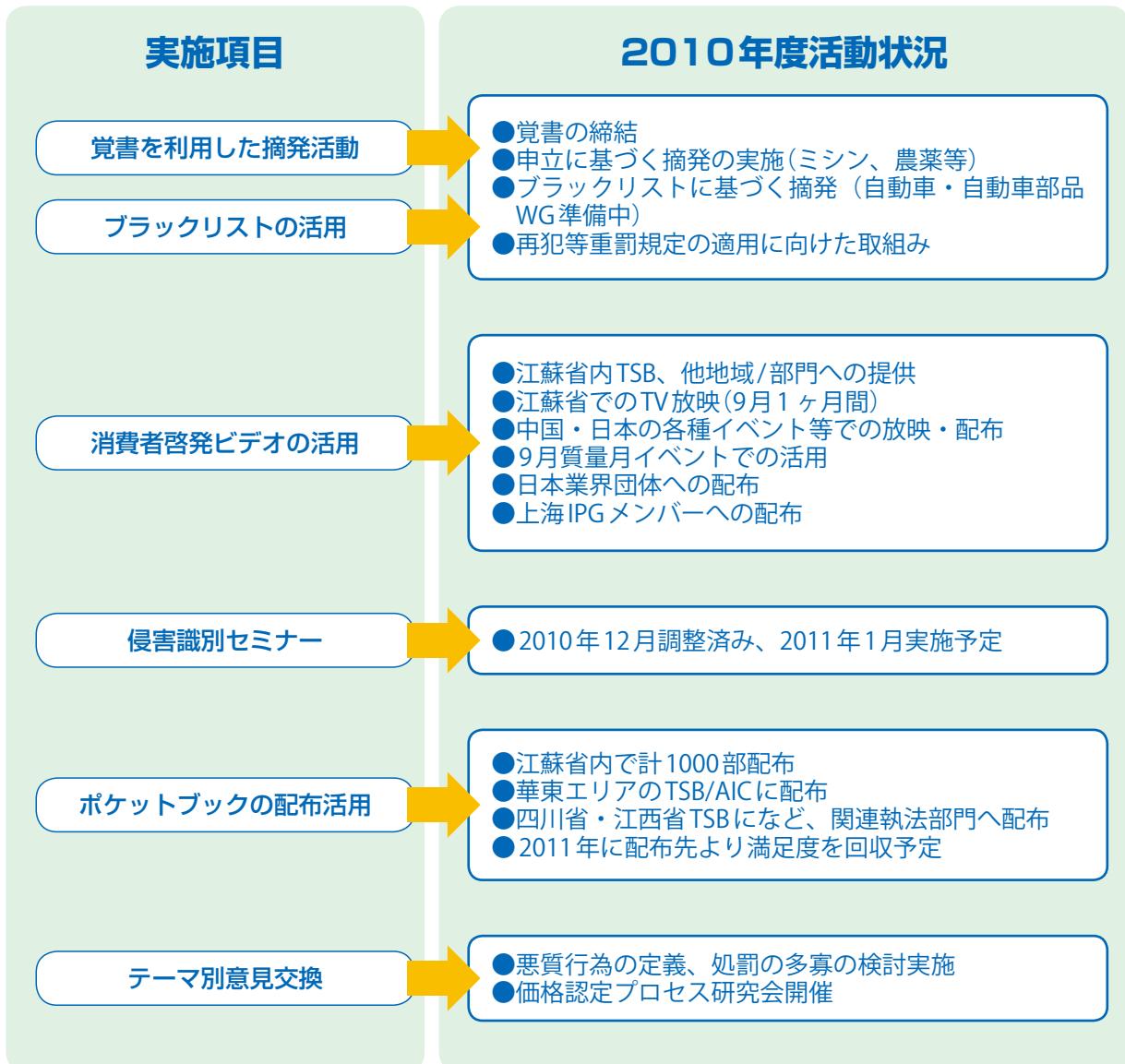
第四章

2010 年度活動總括

2010年度に、継続テーマ「劣悪模倣品からの決別」のもと、フォーラムの枠組みにおいて実施された諸活動の状況、今後に向けての総括は、次のとおりである。

1. 活動状況の確認

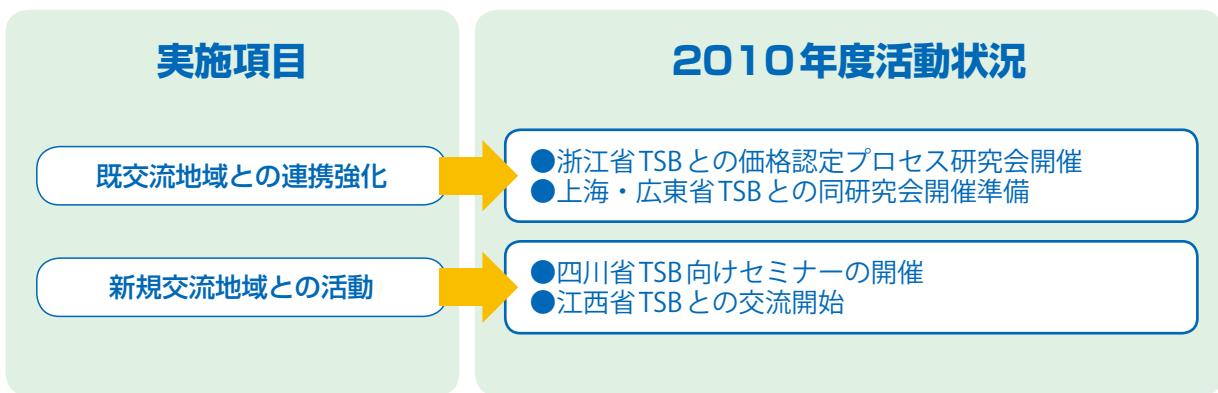
(1) 知財重視の雰囲気形成



(1) 知財重視の雰囲気形成



(3) 地域・影響力拡大



2. 2010年度活動の評価

2010年度は、前年度に継続して「雰囲気形成」「理解促進・活動促進」「地域・影響力拡大」の3点を目標に取組を行い、特に既存素材の有効活用、既存スキームの充実化・活用および具体的な成果の創出に注力した。その結果、主に江蘇省内で多くの消費者にビデオを用いた啓発が実施されるとともに、覚書に基づく検査活動の実績が積み重ねられ、一部重要テーマにかかる研究なども推進された。また、第1章1.(4)の表に記載のとおり、各実施項目の達成目標は概ね達成することができた。こうした状況に鑑み、当初計画の履行面においては、2010年度活動は一定の成果を挙げたと考えられる。

一方、フォーラムの当初目的である消費者保護や投資環境向上の観点からは、2010年度までの活動継続により、例えば、次のような具体的な成果が生じた。

(1)模倣品の減少

農薬業界では、フォーラム設立当初来、江蘇省内の同一卸売市場において、継続して模倣品調査を実施している。2010年度は以前に比べ、当該卸売市場における模倣品の出現状況が、大幅に改善されていた。こうした成果は、農薬業界の企業が、覚書のスキーム活用などを通じ、継続的にフォーラム活動に参加した結果の現われといえよう。

(2)研究成果の普及

2009年度より開始した「価格認定プロセス研究会」での研究結果は、2010年度フォーラム総会での省内各級TSB人員への紹介を通じ、初期的な波及効果を生じ、また、浙江省等他地域への展開も開始され始めている。一方、ミシン業界の有する課題が、江蘇省TSBの真摯な対応により、速やかにプロジェクト化されるなど、従来取り扱うことが困難であったテーマについて、研究・実務作業が極めて容易に実施されるようになっている。

このように、各種重要テーマの研究等について、その深堀や対象地域の拡大がなされ、課題を解決するためのプロジェクトが円滑に立ち上がった背景として、法運用等にかかる両者の共通認識が従来の継続交流を経て強化されていることを挙げ得る。この点からも活動継続の有用性が伺える。

3. 2011年度に向けた課題と方針

上記の活動評価からは、従来活動の継続により、フォーラムの存在意義が一步一歩増していくものと認識されるため、2011年も引き続き当初理念に基づく活動を実施し、更なる活性化をはかることが、フォーラムの目的達成に好適と考えられる。

2011年度は、今年度の実績を更に増強し、消費者啓蒙の対象を他地域に拡大するなど2010年の主活動を更に発展させることに加え、各種研究作業の遂行などを通じ、更なる影響力の拡大をはかることが課題になるといえよう。

(1) 知的財産権を重視する雰囲気の形成

消費者啓発ビデオ

2010年度には、江蘇省内での浸透に注力したが、2011年度には、江蘇省内での更なる普及促進に加え、省外のTSBを通じるなどして、地域を跨ぎ、よく多くの消費者にアクセスの機会を提供することが重要となる。2010年同様、「どれくらいの人に見てもらったか」を指標の一つとして、両者で活用に努める。

覚書を利用した摘発活動

2010年度は、農薬・ミシン業界を中心に覚書の活用をはかった。2011年度以降は、更に業界を拡大し、摘発成功数の積み重ねをはかる。また、覚書に基づき創出された優秀事例を積極的に渉外に紹介すべく、両者で努める。

ブラックリストの活用

2010年度末に企画された自動車部品に対するブラックリスト掲載企業への検査活動を成功裏に終わらせるとともに、他業界・他地域での定期的な検査を実施するなど対象工場等の模倣品生産販売意欲を剥ぎ落とすことを目的として、リストを積極活用する。あわせて、再犯行為に対する重罰規定の適用を徹底できるよう両者協力して、関連作業に努める。

再犯重罰化

2011年度は、上記ブラックリストの活用に留まらず、江蘇省TSB-上海IPG間で継続実施した価格認定プロセス研究を他省に更に波及するなど、関連法規の運用徹底について、地域の拡大を目指す。結果的に、重罰による模倣行為の抑止効果を確認できるよう尽力する。

セミナー・意見交換

2011年度は、フォーラム年次総会への併催等の手段を用い、真贗識別セミナーを開催するとともに、模倣品対策における各種重要テーマについて、業界をまたぎ、その研究作業を実施する。

ポケットブックの配布活用

全国TSBへの配布も視野に入れ、可能な限り多くの関連政府部門人員に配布し、活用を促す。また、2011年度内に、有用性に関する検証を行い、ポケットブック更新手段等に反映させる。

(2)フォーラムへの理解促進

2010年度は、江蘇省TSBの日本招聘やフォーラムの年次総会など、比較的大規模な活動の機会を利用して、フォーラム活動への理解を促進した。2011年度には、国家質量検驗検疫総局、江蘇省人民政府などに対し、上海IPGとしてより積極的に活動の義をアピールするとともに、省内でのフォーラムへのリソース増強、他省への成果紹介促進などの面について、より充実化をはかる必要がある。

(3)活動の活性化、地域の拡大

2010年度は、模倣業者への打撃強化に加え、消費者啓発、重要テーマに関する研究・両者間の理解共有化促進などの面において、多くの成果が得られた。一部研究作業については、既に他省への展開も始まっているが、2011年度は、こうした成果をより積極的に他地域に波及するとともに、新たな研究テーマに取り組むなど、両者のニーズに応じ、先進的・積極的な活動を実施し、成果の波及地域拡大、新たな成果の創出に努めることが必要となる。

また、江西省のように、従来交流機会の極めて少なかった内陸地域にも交流の輪を広げ、中国の発展同行に応じた交流地域の拡大をはかることが慣用と考えられる。

華東地域TSBとの交流においては、その手段、枠組みなどについて引き続き検討し、更なる活動の効率化、円滑化に努める。

4. 2011年度活動計画

(1)活動の概要

2010年度までの活動により、フォーラムの当初目的である消費者保護や投資環境の向上は、充実度を増している。中でも模倣品の減少が目に見える形で確認されたこと、研究作業が可能となったことなどは、特筆すべき成果であり、従来活動の方向性を肯定する1つの材料になるものと考えられる。

しかし、消費者啓発など、より多くの地域で継続実施が求められる事項については、更なる活動推進が求められる。また、模倣行為の巧妙化など、フォーラムの目的達成に向け、研究すべきテーマは多いところ、各種テーマについて両者間で課題を共有し、解決手段等の理解を統一することも今後更に重要となろう。

そこで、2011年度は、フォーラム活動の枠組みを維持するとともに、2010年度の総括を踏まえ、主として次の3点に注力し、諸活動を展開する。

- ①既存素材の他地域への展開(消費者啓発ビデオ、ポケットブックなど)
- ②既存スキームの積極活用による模倣業者への打撃強化(活用主体となる権利者の業界拡大など)
- ③重要テーマにかかる過大共有・共通理解の形成、他地域への波及促進

また、江蘇省での成功事例は、従来同様、他省市TSBとの直接的な交流を通じ、その普及・展開をはかることに加え、より効率的に多くの地域へ周知できるよう、国家質量監督検驗検疫総局との交流機会を利用するなど、新たな普及促進手段の構築にも努める。

(2)活動テーマ、達成目標

原則として前年度までのテーマ、目標を踏襲するが、必要に応じ年度途中での変更等にも適宜対応する。また、各テーマの具体的目は、別途検討・設定する。

(3)具体的目標と具体的実施スケジュール

2011年度の実施項目及び具体的実施スケジュール(当初案)は次ページの通り。

本報告書作成時における2011年度活動計画は下表のとおりである。今後両者間で引き続き詳細を検討し、適宜内容を見直し、活動の充実をはかることを予定している。

▲江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム 2011年度活動計画(案)

項目	時期	場所	内容
年次総会	4月	連雲港	①上海IPG代表が、5省1市TSB連席会議に参加し、フォーラムの2010年度活動報告等を実施 ②江蘇省TSB-上海IPG間で、真贋識別セミナー、意見交流会を開催
啓発活動	1~12月 (ビデオ普及)	全国	①江蘇省内でのTV放映 ②省内外イベントにおける放映 ③省外TSBへの配布・活用促進
	9月 (イベント)	全省	消費者保護月間中に、江蘇省内の各地で、江蘇省TSBと上海IPGが協力して消費者啓発活動を実施。対象地域は、従来活動の実績がない市又は県を選ぶ。
覚書活動	1月~12月	全省	覚書のフォーマットに基く、権利者からの情報提供を増加し、TSBからの処理、JETROへのフィードバック等2010年度と同様なプログラムを積極的に展開する
ブラックリスト活用	1月~12月	全省	①自動車部品業界 過去の模倣品摘発実績が多い地域において、江蘇省TSBと上海IPG内企業が協力して、検査活動を実施し、再犯に対しては重罰を科す。 ②その他の業界 自動車部品に引き続き、ブラックリストに基く検査、再犯等への重罰適用等を行う
真贋識別セミナー	1月	南京	上海IPG自動車・自動車部品WG/ベアリングWGとの間で全省TSB人員向け真贋識別セミナーを開催
	4月	連雲港	上記業界以外の権利者との間で、真贋識別セミナーを開催。必要に応じ、識別手段とは異なる事項についてのトレーニングを実施(江蘇省TSBからの要請に基づく)
意見交流 課題研究	7~8月	未定	模倣行為の巧妙化対応、重罰化促進等を目的として、江蘇省TSBと上海IPG内の一企業との間で意見交流会・研究会を開催し、成果については積極的に省内外への普及をはかる
ポケットブック	1~12月	全省	①省外TSBへの配布を推進 ②使用の利便性等について、使用者より所感を収集
その他	随時		上海IPGからの各種情報提供の強化(TSBからの提案に基づく)

1. 江蘇省TSB—上海IPGブランド保護連携フォーラム 定款

第一条 目的

江蘇省質量技術監督局—上海IPGブランド保護連携フォーラム(以下、「連携フォーラム」という)は、江蘇省質量技術監督システム検査部門と、上海IPGに参加する日系企業とで構成され、その目的は質量技術監督部門と日系企業とがブランド保護の面における協力を強化し、市場経済秩序を確立することにある。

第二条 趣旨

- 1.江蘇省の経済発展及び日系企業の中国における発展のため、日系企業の江蘇省における経済交流、協調および協力を推進し、対話および経済連携を強化する。
- 2.江蘇省質量技術監督部門と日系企業のために、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面における問題を共同で相談するための対話の場を提供する。
- 3.連携フォーラムに参加した江蘇省質量技術監督部門と日系企業が構築したネットワークを活用して、連携フォーラムメンバー間、またメンバー以外の日系企業との間でのブランド保護活動を支援する。

第三条 活動範囲

- 1.定期的会合、セミナーおよびその他の具体的な事例に関する検討会を開催し、ブランド保護、模倣品製造・販売取締など重要な問題を議論する。
- 2.江蘇省地域の経済発展に影響を与える関係日系企業ブランド保護問題の動向を調査する。
- 3.質量技術監督部門と日系企業との間で模倣品に関する情報の交換を行う。
- 4.真贋製品識別トレーニングを実施し、ブランド保護の方法及び技術に関する情報交流を行い、模倣品取締業務のために必要な専門的支援を行う。
- 5.積極的に広報活動を展開し、消費者に対して教育を行う。
- 6.連携フォーラムにより構築したネットワークを通じて、質量技術監督部門と日系企業間での連絡を強化する。
- 7.その他のブランド保護に役立つ活動を展開する。

第四条 連携フォーラムメンバーの権利

- 1.連携フォーラムの活動に参加すること
- 2.連携フォーラムの活動に対する提案を行うこと
- 3.連携フォーラムが提供する情報を取得し、連携フォーラムの情報データベースを優先利用すること
- 4.連携フォーラムに特定問題に関する検討会等の開催を依頼すること
- 5.連携フォーラムにより構築するネットワークを通じて、情報提供および支援を依頼し、提供すること

第五条 連携フォーラムメンバーの義務

- 1.連携フォーラム定款及び関係規定を遵守すること
- 2.連携フォーラムの決議を執行すること
- 3.連携フォーラムイメージと合法的権利を維持・保護すること
- 4.積極的に連携フォーラムに真実かつ信頼に足る資料及び情報を提供すること
- 5.連携フォーラムが規定したその他の関連義務を遵守すること

第六条 連携フォーラムメンバーは、連絡者制度を使って連絡を行う。

第七条 連携フォーラムメンバー代表総会は毎年少なくとも1回開催し、江蘇省質量技術監督局、上海IPGが共同で開催する。

第八条 連携フォーラムメンバーが連携フォーラムから脱会するときは、書面で連携フォーラムに通知し、かつメンバーの証明書類を返還しなければならない。

第九条 連携フォーラムメンバーに、中華人民共和国法律法規に重大に違反する行為がある場合、または本定款に重大に違反する行為がある場合、除名する。

第十条 本定款の解釈権は連携フォーラムに属す。

第十一条 本定款は連携フォーラム設立総会での決議をもって発効する。

2. 江蘇省質量技術監督局/上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）/日本貿易振興機構上海代表処 ブランド保護連携覚書

第一条 連携趣旨

模倣粗悪品に対し、より一層有効、的確かつ緻密な対策を行うことにより模倣粗悪品に対する打撃を強化し、市場経済秩序の整頓と規範化を遂行するために、江蘇省質量技術監督局と上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）及び日本貿易振興機構上海代表処は各自の利点を十分に発揮し、中国の法律・法規を遵守することを前提として、情報共有体制、緊密連絡体制、模倣品連合対策体制を構築し、模倣品対策の規模と内容を拡大充実させ、ブランド保護を共同で推進していくこととする。

第二条 連携三方

1. 江蘇省質量技術監督部門。江蘇省の省、市、県それぞれの質量技術監督部門を代表する。
2. 上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）。上海IPGに所属し、本活動に自ら参加の意を表明した企業をいう（略称“参加企業”）。
3. 日本貿易振興機構上海代表処。上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）事務局を代表する（略称“事務局”）。

第三条 連携内容

1. 江蘇省質量技術監督部門の作業内容

- (1) 参加企業からの通報を受理し、法律に従い確認、摘発する。確認、摘発にあたり、当該案件にかかる模倣被疑品の鑑定が必要な場合には、写真または現物を通報企業に提供する。
- (2) 参加企業からの通報に基づく確認、摘発を実施した場合には、適時に確認、摘発結果を事務局に提供する。
- (3) 参加企業または事務局より本活動にかかる案件の進捗状況等について照会を受けた場合には、速やかに回答する。

2. 参加企業の作業内容

- (1) 「申立書」（別紙1）のフォーマットに基づき、模倣品の情報を江蘇省質量技術監督部門に提供する。
- (2) 本活動の担当者を特定し、当該担当者の氏名、役職、連絡先を事務局を通じ江蘇省質量技術監督局に提供する。担当者の変更があった場合には、速やかに新規担当者の情報を提供する。
- (3) 江蘇省質量技術監督局より模倣被疑品の写真または現物を添えて鑑定要請を受けた場合には、所定の期間内に鑑定を実施し、結果を書面にて江蘇省質量技術監督局に連絡する。
- (4) 江蘇省質量技術監督局より関連案件処理に必要な事項について照会を受けた場合には、当該事項が確認不可能な事項または営業秘密など外部への提示が不可能な事項である場合を除き、速やかに回答する。

3. 事務局の作業内容

- (1) 本活動の参加企業リストを作成、更新し、当事者間で適宜共有する。
- (2) 本活動にかかる案件状況リストを作成し、当事者間で適宜共有する。
- (3) 江蘇省質量技術監督局または参加企業より本活動に付随して生じた問題について照会を受けた場合には、速やかに回答する。

第四条 連携体制

本活動では連絡員制度を実行する。江蘇省質量技術監督局、事務局、各参加企業はそれぞれ本活動の連絡員を1名設置する。事務局は連絡員リストの作成、更新、配布を担当する。各方の連絡員は、「作業フロー図」(別紙2)中の図表に沿って作業を遂行する。

第五条 その他

1. 各方は、本覚書に関連する機密情報を、他人に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ相手方からの書面による承認を得たときは、この限りではない。
 2. 本覚書の効力は、三方署名の日から発効する。今後の協力において、本覚書に定めのない状況が発生した場合、あるいは変更を必要とする事項がある場合は、三方友好協議のうえこれを調整するものとする。本覚書の下での各方協力関係は、署名の日より開始するものとし、いずれか一方の意向あるいは各方の了解の下、何時でも終了できるものとする。
- 本覚書は、2010年4月27日、中華人民共和国江蘇省南京市において、中文3部と日文3部に共同署名した。三方で各1セットを所有し、日文中文ともに同等の効力を有するものとする。両版に齟齬がある場合には、中分を基準とする。

江蘇省質量技術監督局

署名者

日本貿易振興機構 上海代表処

署名者

上海IPG

(日資企業知識産権保護連盟)

署名者

2010年4月27日

3. 上海IPG紹介

(1) 上海IPG (Intellectual Property Group) とは

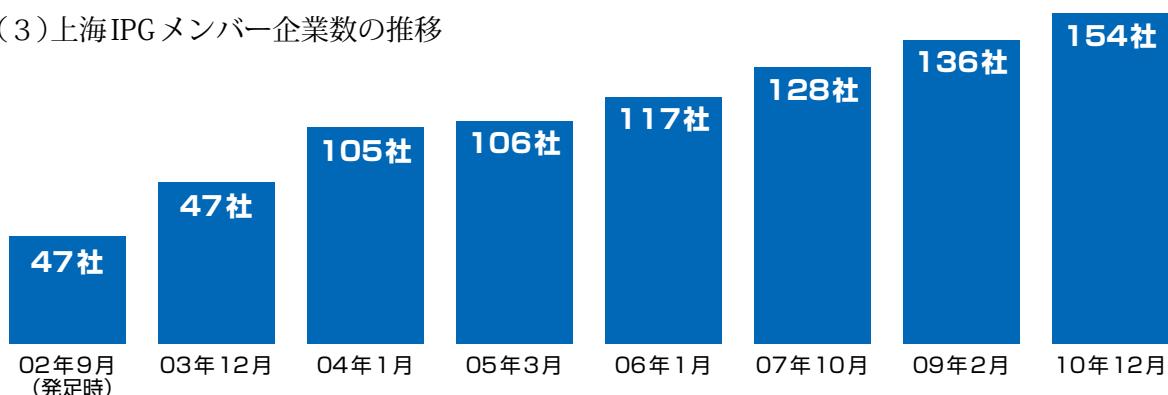
日系企業が海外でビジネスを行う際に、近年ますます重要性を増しているのが、特許や商標をはじめとする知的財産権です。IPGは、知的財産関連の諸問題に対処するため、情報交換の場として、更に現地政府との協力活動を行う母体として発足した日系企業の団体です。

上海IPGは、2002年9月に、上海において当時47社で発足し、「情報発信・情報共有」「模倣品問題解決」「直近課題解決のための支援」を3つの柱として活動を行っています。2か月に1度全体会合を開催するほか、現地の知的財産権関連政府機関との間で、協力関係の構築を進めています。会員企業間の情報交換から中国政府との連携活動まで、その活動範囲は徐々に拡大し、会員数も2010年12月現在で、154社にまで増えています。

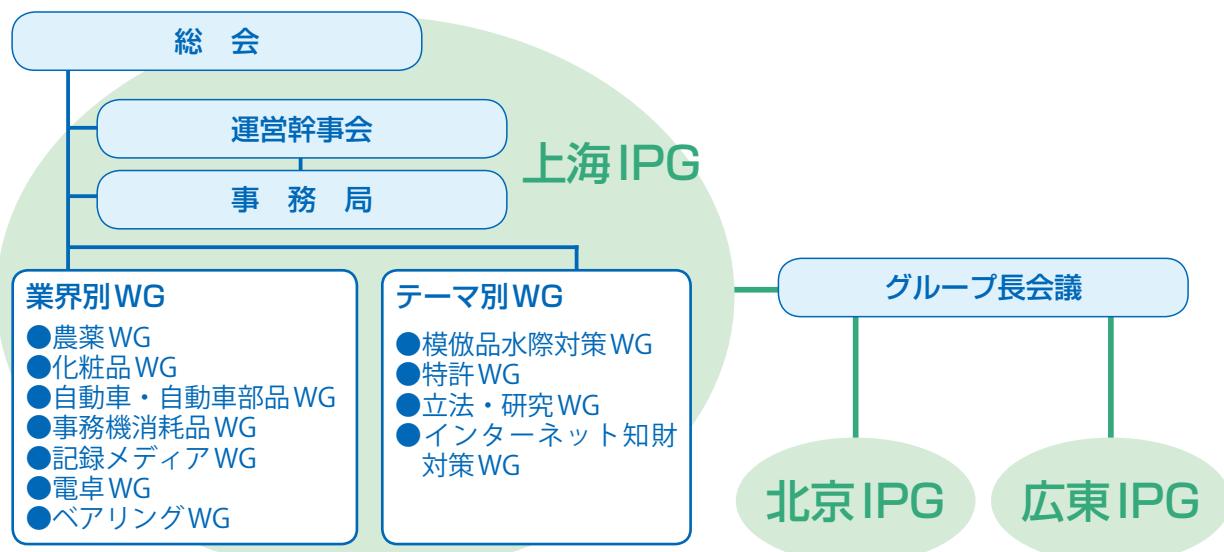
(2) IPG活動理念

IPGは、参加する企業/団体のビジネス活動最前線である中国の現場において、全てのメンバー企業/団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日関係の構築を目指す。

(3) 上海IPG メンバー企業数の推移



(4) 上海IPG組織図



(5)ワーキンググループ活動

知的財産権問題の中でも業界、企業によって抱える課題、解決すべき問題点は異なっている。特に、上海IPGメンバー企業数の増加に伴い、それら異なる個別の課題・問題解決へ向けた活動実施のニーズが高まりを見せた。

2005年、模倣品の海外流出に悩むメンバーを中心に、「模倣品水際対策ワーキング・グループ」が設置され、水際対策に関する情報交換及び中国税関との交流活動が開始された。また2007年以降、個別の課題解決へ向けた取り組みを実施するため、業界・テーマ別のワーキング・グループ(以下「WG」ともいう)が複数設置された。

模倣品ビジネスの巧妙化が進み、問題も複雑化し、模倣行為に対してはより高度な対策を余儀なくされる中、各ワーキング・グループが課題解決に向けた具体的な活動を積極的に実施することで経験が蓄積されるとともに、メンバー・参加者の専門性が高まり、個別の問題解決に向けた活動はより高度化、活発化した。

■上海IPG ワーキング・グループ一覧

名称	設置時期	メンバー数
模倣品水際対策 WG	2005年9月	35社※
立法・研究 WG	2009年6月	18社
特許 WG	2009年8月	5社
インターネット知財対策 WG	2010年2月	17社
記録メディア WG	2008年4月	4社
化粧品 WG	2007年6月	12社
自動車・自動車部品 WG	2007年6月	8社
事務機消耗品 WG	2007年8月	7社
農薬 WG	2007年6月	6社
電卓 WG	2008年12月	4社
ペアリング WG	2009年12月	6社



[特許庁委託]
江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム
2010年次報告書

[発行]
ジェトロ上海センター 知識産権部
TEL : 021-6270-0489
FAX : 021-6270-0499